

※冊子デザインは外注予定  
(10年後の目指す姿をイメージできるような表紙)

(案) R8.6.1 農政審議会

# 富山県農業・農村振興計画

(目標年次：令和12年度)

～とやまのウェルビーイングの礎「食・農・里」を次世代へ～

令和8年 月  
富山県農林水産部

 富山県

# 目次

はじめに 計画策定の趣旨・計画の位置付け・計画期間	3
<b>第1章 富山県農業・農村の現状・課題とめざす姿</b>	
富山県農業・農村の現状と課題	5
富山県農業のめざす姿	9
<b>第2章 めざす姿の実現に向けた推進施策</b>	
6つの主要施策と施策の方向性	11
目標指標一覧	12
<b>1. 農業の人材確保・育成と生産性向上</b>	
(1) 稼げる農業の実現	13
(2) 地域農業を支える担い手の確保・育成	19
①地域計画のブラッシュアップと実現	
②新規就農者の確保・育成	
③とやま農業未来カレッジの機能拡充	
④農業教育の充実	
⑤地域営農体制への継続支援	
(3) 多様な農業人材の活躍	25
(4) 生産性向上に向けた技術導入と生産基盤の強化	27
<b>2 持続可能な農業生産</b>	
(1) 競争力ある農産物の生産	
①温暖化に対応した戦略的な米産地への転換	31
②園芸作物の生産力強化・拡大	34
③畜産物の生産基盤の強化・拡大	37
(2) 人と環境にやさしい農業の普及・拡大	39
<b>3 食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大</b>	
(1) 安全な食の提供と付加価値の向上	41
(2) インバウンド・輸出による販売拡大	43
<b>4 ワクワクする農山漁村の持続的な発展と都市との交流</b>	
(1) 農村コミュニティの維持・強化と関係人口の創出	45
(2) 中山間地域の活性化	47
<b>5 災害に強い農業用施設の整備</b>	
(1) 災害に強い農業用施設の整備	49
(2) 安全・安心な暮らしの確保	51
<b>6 消費者が「生産」を支える機運の醸成</b>	
「買って食べて」応援する行動変容の促進	53

- ・ 関連計画一覧
- ・ 計画の策定経過
- ・ 富山県農政審議会委員名簿
- ・ 農政審議会条例

## はじめに

農業は、食料を提供するとともに、その営みは県土や自然環境の保全、景観の維持など多面的な役割を果たしており、県民の「いのち」と「暮らし」を支えています。また、農村地域は、農産物のもとより、伝統的な祭や食文化、豊かな自然環境などから、富山県という地域の活力や魅力を創造しています。この計画は、本県の農業・農村が持続的に発展できるよう、長期的展望に立って本県農業・農村のめざすべき姿やその実現のための施策を明らかにするために策定するものです。

### 計画策定の趣旨

- ①令和4年3月に「富山県農業・農村振興計画」を改訂し、着実に農政を進めてきましたが、人口減少、激甚化する自然災害、能登半島地震や加速化するデジタル化・DXなど、社会情勢が急激に変化しています。
- ②県では、県民一人ひとりの豊かで幸せな暮らしを実現し、本県の更なる成長と発展を目指すため、令和7年12月に新たな「富山県総合計画 幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～を目指して」を策定しました。
- ③国では、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、令和7年4月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。
- ④こうした状況を踏まえ、本県農業をより魅力ある産業とし、農村の持続的な発展を図るため、新たな「農業・農村振興計画」を策定します。

### 計画の位置付け

- ①この計画は、「富山県総合計画」の農業・農村分野に関する計画として位置付け、県農政推進の基本指針となります。
- ②このため、めざすべき姿について、農業者をはじめ県民の皆さまや市町村、農業団体等と共有し、その実現に向けてワンチームとなって取り組んでいくための指針となるものです。
- ③計画の推進にあたっては、本県の主要な計画や毎年度の予算等と連携し、農業分野の個別計画や方針に基づき、具体的な施策を展開していきます。

### 計画期間

令和8年度(2026)～令和12年度(2030)までの5年間(目標年次:令和12年度)

\*概ね10年後の将来のめざすべき姿を見すえ、その実現に向けた5年間の施策の方向性を示すものとしします。

## 第1章

### 富山県農業・農村の現状・課題

#### とめざす姿

# 第1章 富山県農業・農村の現状・課題とめざす姿

## 富山県農業・農村の現状と課題

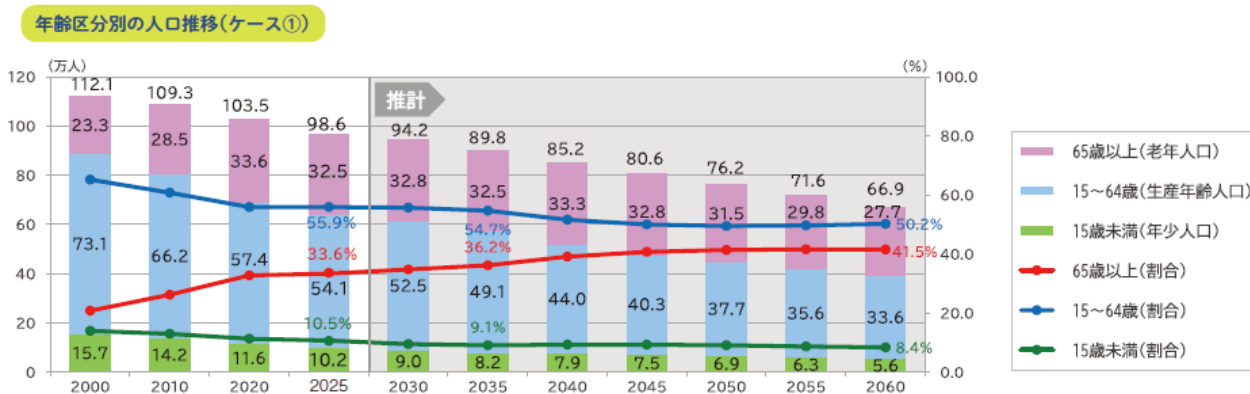
### 1. 人口減少と少子高齢化

#### (1) 富山県の将来人口の見通し

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計方法に準拠して推計した場合、総人口は、2035年には約89.8万人、2060年には約66.9万人まで減少するものと見込まれます。
- ・ 人口減少は、年齢構成の構造変化を伴いながら進んでいきますが、一般的に3つの段階を経て進行するとされています。

第1段階：「年少人口」及び「生産年齢人口」の減少、「老年人口」の増加  
 第2段階：「年少人口」及び「生産年齢人口」の減少、「老年人口」の維持・微減  
 第3段階：「年少人口」及び「生産年齢人口」の減少、「老年人口」の減少

- ・ 本県の人口減少段階を見ると、現在「第2段階」にあり、2040年以降は老年人口も減少していく「第3段階」へと進行すると見込まれます。

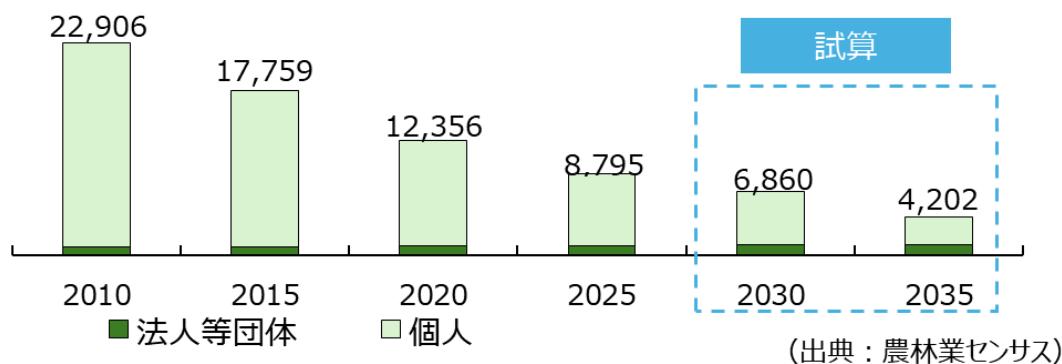


富山県の年齢区分別の人口推移

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに富山県試算

#### (2) 農業従事者数の減少・高齢化

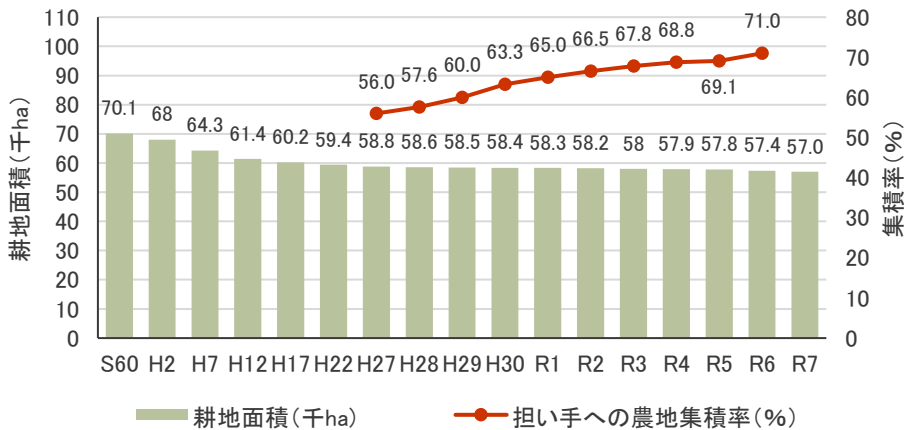
- ・ 試算した2030年の農業経営体数は、2020年と比較して40%以上減少する見込みです。
- ・ 人材確保に向けて、生産性と付加価値を高め、所得の確保・向上を図ることが重要です。



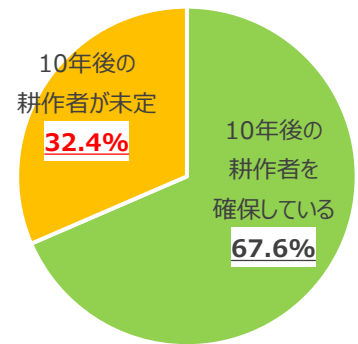
富山県の農業経営体数(農林業センサス)

### (3) 農地の見通し

- ・耕地面積は、11年間で、5.7～6万haを維持しており、全国の中でも減少が緩やかです。担い手への農地集積率は71.0%と高くなっています。
- ・R7年3月までに富山県の全地域（233地区）で策定された地域計画では、10年後の耕作者が未定の農地の割合が32.4%となっています。



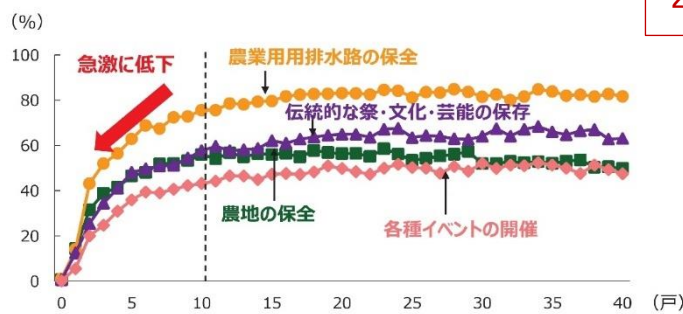
耕地面積と農地の担い手への集積率の推移



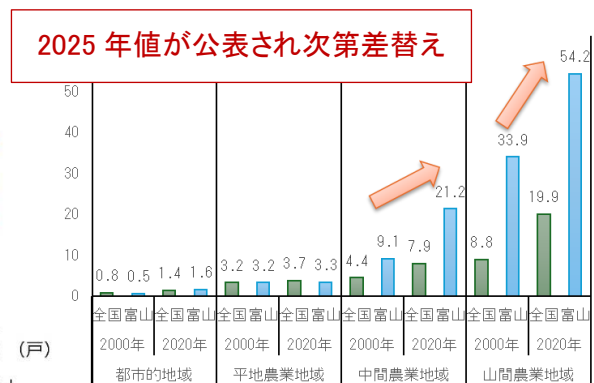
地域計画での10年後の耕作者が未定の農地

### (4) 農村地域

- ・集落の総戸数が9戸以下になると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下すると言われています。本県の中山間地域での9戸以下集落の割合は、全国と比べ急速に高くなっています。



集落活動の実施率と総戸数の関係



総戸数が9戸以下の農業集落の割合

#### 対応のポイント

担い手の育成  
労働力の確保

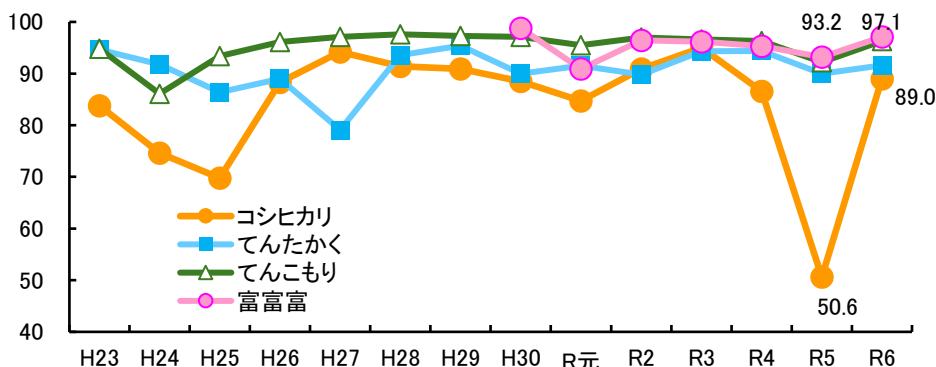
生産性の向上

農村コミュニティの  
維持・強化

## 2. 気候変動への対応と農業による環境負荷の低減

### (1) 地球温暖化に適応する農業の推進

- ・本県の主力品種であるコシヒカリでは、高温による品質（1等米比率）低下が懸念されています。地球温暖化に適応する生産安定技術や品種転換を進める必要があります。



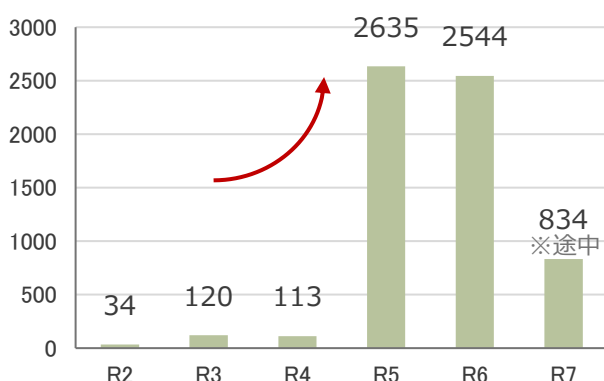
富山県産米の1等米比率の推移 (農林水産省公表)

### (2) 環境への配慮

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、環境と調和した農業生産が求められています。
- ・国では、2050年までに「農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化」「化学農薬使用量の50%低減」「化学肥料使用量の30%低減」などの達成を目標とする、「みどりの食料システム戦略」が令和3年に策定されています。

### (3) 頻発化・激甚化する災害

- ・気候変動に伴う豪雨災害が頻発化・激甚化するなか、農業水利施設等の老朽化が進み、農業土木技術職員も不足しています。



富山県内農地・農業用施設災害発生件数

#### (激甚災害に指定された災害) ※R3以降

- ・令和3年梅雨前線災害
- ・令和3年前線による豪雨・台風第9号・第10号災害
- ・令和4年前線による豪雨・台風第8号災害
- ・令和4年台風第14号・第15号災害
- ・令和5年梅雨前線・台風第2号災害
- ・令和5年台風第12号・第13号災害
- ・令和6年能登半島地震災害
- ・令和6年梅雨前線災害
- ・令和6年前線による豪雨災害
- ・令和6年等 局激
- ・令和7年8月豪雨災害（見込み）

対応の  
ポイント

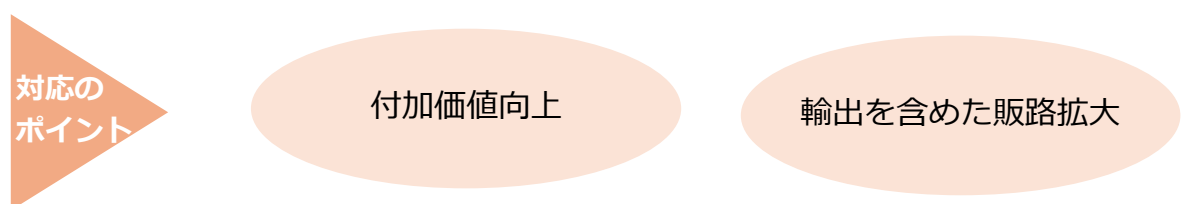
気候変動への適応

環境との調和

災害対応力の強化

### 3. 国内マーケットの縮小

- ・人口減少・高齢化に伴い、国内の市場規模は縮小しています。産地間競争が激しくなるなか、販路拡大や付加価値向上に取り組む必要があります。

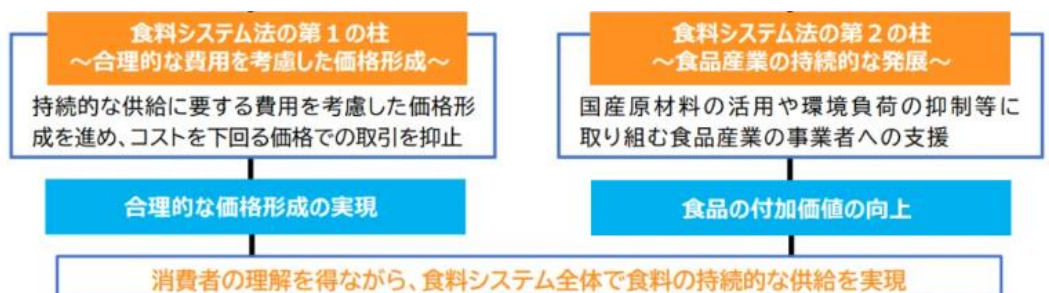


### 4. 持続可能な食料システムの構築

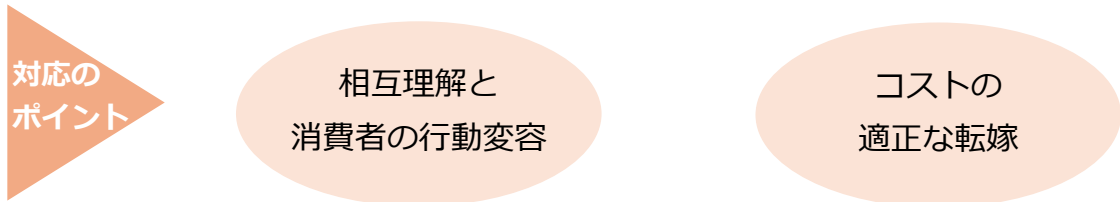
- ・改正基本法において、「消費者の役割」の条文が拡充され、「食料の持続的な供給」そのものに寄与するという、より幅広い役割があることが規定されました。
- ・令和8年4月から、生産から小売りまで食料のサプライチェーン全体で合理的な費用を考慮した価格形成を促す「食料システム法」が施行されています。

**食料・農業・農村基本法 (R6.6 交付・施行)**  
**(消費者の役割)**  
 第 14 条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

#### ○食料システム法の概要



(出典)食料システム法概要パンフレット



# 第1章 富山県農業・農村の現状・課題とめざす姿

## 富山県農業の目指す姿

### 1. 富山県総合計画（令和7年12月策定）で示した10年後のめざす姿

富山県農業の生産性が高まり、多くの県産品が国内外で販売されることにより、収益性の高い、担い手に喜ばれる魅力的な産業となっています。

### 2. 実現に向けた基本理念

とやまのウェルビーイングの礎「食・農・里」を次世代へ

「食」はウェルビーイングを支える大きな力です。農業者から消費者まで、県民全体で持続可能な農業を実現し、美しい農村を守り、富山の豊かな「食」を次世代へつなぎます。



## 第2章

### めざす姿の実現に向けた推進施策

## 6つの主要施策と施策の方向性

### 主要施策1 農業の人材確保・育成と生産性向上

人口減少下で、農地を守り次世代につなげるためには、人材確保・育成と生産性向上が欠かせません。「稼げる」農業を実現する農業経営者の育成、誰もが働きやすい環境づくりや新規就農者の育成など地域農業の担い手の育成を図るとともに、サービス支援事業体や多様な人材の活躍により担い手を支える取組みを推進します。併せて、生産性の高い農業を実現するためのスマート農業技術の導入やそのための農地整備を推進します。

### 主要施策2 持続可能な農業生産

気候変動による厳しい生育条件下で食料供給力を維持するため、高温耐性品種の作付け拡大など温暖化に対応した戦略的な米産地への転換、収益性の高い園芸品目の生産拡大と畜産物の生産基盤の強化を進めるとともに、有機農業など人と環境にやさしい農業の普及・実践により、持続可能な農畜産物の生産を推進します。

### 主要施策3 食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大

安全な農林水産物の供給と安全確認体制の強化や、付加価値の高い商品・サービスの開発、農林水産物等の輸出促進など「食のとやまブランド」の推進により、販路の開拓・拡大による生産者の所得向上を図ります。

### 主要施策4 ワクワクする農山漁村の持続的な発展と都市との交流

農林漁業体験や農泊など都市と農村の交流拡大による関係人口の拡大や、多様な人々の関わりによる地域の活性化を推進し、中山間地域等の農業生産活動の継続や集落機能の維持・強化を図るとともに、豊かな地域資源を活用した快適で魅力ある農村の創造を目指します。

### 主要施策5 災害に強い農業用施設の整備

気候変動による災害リスクが増大する中、農業水利施設の計画的・効率的な保全と、農地や農業水利施設の防災・減災対策により、県民の生命や財産を守ります。農村環境保全活動を支援し、農業・農村の多面的機能の適切な発揮を後押しします。

### 主要施策6 消費者が「生産」を支える機運の醸成

県民の皆さんへ農業生産の現状や農業の持つ社会的意義を伝え、「食」に対する理解を深めるとともに、自分事として関わることを促します。

## 目標指標

別紙

# 1 農業の人材確保・育成と生産性向上

## (1) 稼げる農業の実現

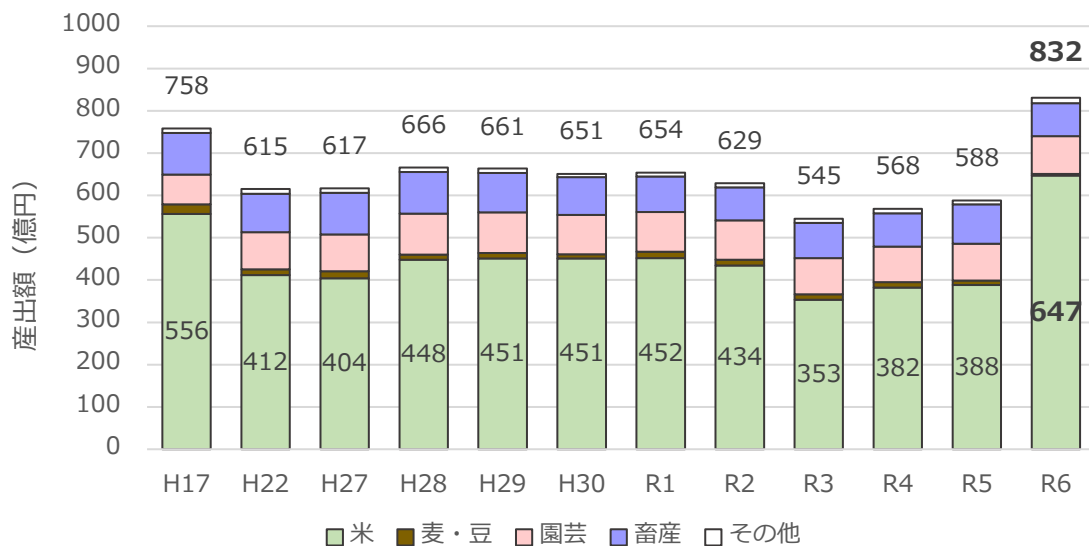
経営モデルを提示し、農業で「稼げる」具体的なイメージを醸成するとともに、「稼げる」経営体の育成を支援します

### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
農業産出額	832 億円 (R6)	900 億円
販売金額 1 億円以上の経営体割合	9.1% (R6)	10%
大規模経営体数 (50 ha以上)	176 (R6)	250 経営体

### 現状・課題

- ・「農業で稼ぐ」イメージが十分に醸成されていないことから、新規に就農を希望する場合に就農後の農業所得をイメージすることが難しくなっています。
- ・農業を、若者等に選ばれる魅力的な産業とするためには、収益性の高い経営モデルを示すとともに実際に活躍している経営体の姿を見せることが重要です。
- ・本県において「稼げる」の定義は、毎年の必要な経費や設備投資を補うことができ、持続可能な農業所得が確保されている状態であることとします。
- ・農業所得の確保には、生産性の向上が課題です。生産性は単収と経営規模で規定されるので、生産性の向上には、単収向上と経営規模の拡大を実現する必要があります。
- ・本県の農業産出額は、米の需要減等により減少傾向でしたが、R6 は米価の高騰により、増加しています。



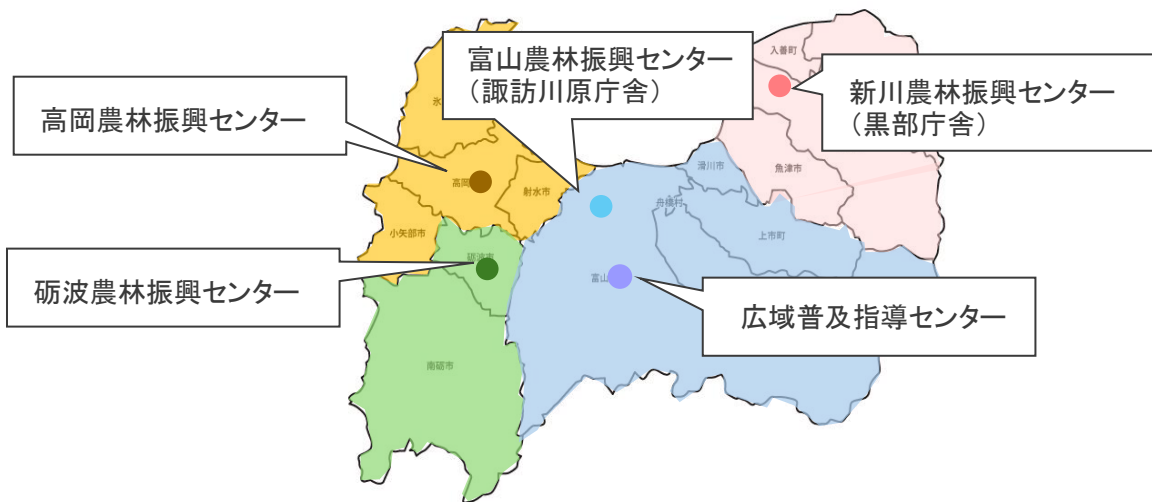
農業産出額の推移 (県全体)

1 農業の人材確保・育成と生産性向上

稼げる農業の実現に向けた支援体制

■ 農林振興センター・広域普及指導センターの役割

- ・ 地域計画の担い手を対象に、今後 **10 年間**のヒト・モノ・カネ・ノウチの動きを点検する「**資源点検**」を実施します。
- ・ 資源点検結果から、経営体や地域の実状に応じた**課題抽出**と、**具体的な解決策の提案・実現への伴走支援**を行います。
- ・ 生産性向上や経営力強化に向けた、スマート農機の導入、労働力確保等の**経営管理指導や助言**を実施します。
- ・ 地域ぐるみで**新規就農者を受け入れる体制づくり**を支援します。また、**新規就農者への栽培技術指導、農地・資金・農機等の取得支援、就農計画の実現に向けた助言**を行います。



県農林振興センター・広域普及指導センターの位置と管轄エリア

＜資源点検表＞※抜粋

経営体名	(農)A	H25年設立	1	2	...	9	10
			2025	2026	...	2033	2034
ヒト	代表理事(オベ)	●●	73	74	...	81	82
(年齢)	理事(オベ)	○△	70	71	...	78	79
	補助	◆○	67	68	...	75	76
	補助	□□	68	67	...	74	75
	総務経理	★☆	60	61	...	68	69
	オベ等労働力合計(人)		9	5	...	2	1.5
	オベ減少率(R7基準)			0	...	60%	70%
	専従労働力合計(人)				...		
	専従労働力減少率(R7基準)				...		
	水管理労働力合計(人)				...		
	水管理減少率(R7基準)				...		
ト子	利用種設定	比較的条件的良い場所	25				
(面積)	作業委託						
	所有						
	その他						
	経営面積計						
モノ・品目	水稲		15	てんたかくSha、富富高10ha			
(面積)	小麦		5				
	大豆		9				
	作付面積計		31				
モノ・資産	トラクター①	34ps H28	10	11		18	19
(年数)	トラクター②	34ps H29	9	10		17	18
	田植機①	6条種 H29	9	10		17	18
実働稼働年度	米麦コンバイン①	4条刈 H28	10	11		18	19
年	大豆コンバイン	H29	9	10		17	18
	兼用管理機	H28	10	11		18	19
カネ	総収入		2500				
	経常利益		500				
	集落還元額		350				
	強化準備金累計額		1000				



「資源点検」のイメージ

## 経営モデル

- ・収益性の高い農業の実践に向け、経営モデルにより経営の発展方向を示します。
- ・土地利用型の経営モデルは、スマート農業機械の活用による省力化や収量・品質の高位安定化を目指すことを基本とします。

### ●農業所得500万円【標準タイプ・他産業並みの所得を確保】

類型	経営形態	経営規模	労働力	ポイント
主穀作単一 水稻+大麦・大豆	家族経営	<経営面積> 30ha <作付面積等> 水稻 17.4ha 大麦・大豆 11.6ha	家族 1.5人 臨雇 288人日	主穀作に取り組む家族経営の基本的なモデル。 転作は大麦、麦あと大豆で対応する。
主穀作単一 水稻+大麦・大豆	集落営農法人	<経営面積> 38ha <作付面積等> 水稻 22.8ha 大麦・大豆 15.2ha	専従者 1人 構成員 17人	専従者を作業の中心とし、不足する労働力に構成員を充てる集落営農のモデル。
園芸（施設園芸） 軟弱野菜	家族経営	<経営面積> 0.83ha <作付面積等> こまつな 0.83ha	家族 1.5人 臨雇 1,124人日	施設でこまつなを複数回栽培し周年出荷を行う家族経営モデル。
園芸（果樹）	家族経営	<経営面積> 1.7ha <作付面積等> りんご 1.7ha	家族 1.5人 臨雇 117人日	複数のりんご品種による作期分散を行う家族経営モデル。
畜産 酪農	家族経営	<経営規模> 経産牛 50頭	家族 1.5人 臨雇 98人日	飼料を一部自給して酪農に取り組む家族経営モデル。
複合経営 水稻+大麦・大豆 +園芸（野菜）	一戸法人	<経営面積> 42ha <作付面積等> 水稻 25.2ha 大麦・大豆 13.8ha 白ねぎ 3.0ha	役員 2人 従業員 1人 臨雇 1,156人日	常勤雇用を行い、主穀作の規模拡大に加え、園芸品目導入にも取り組む一戸法人経営モデル。

●農業所得 1,000 万円【発展タイプ・他産業以上の所得を確保】

類型	経営形態	経営規模	労働力	主な資本装備	ポイント
主穀作単一 水稲（主食 用＋飼料用 米）	家族経営	<経営面積> 40ha <作付面積等> 水稲 40ha うち飼料用米 16ha	家族 1人 臨時雇用 644 人日	作業場、格納庫 トラクタ コンバイン 田植機 ブームモア 等	ワリフ育苗等により効率化を進め経営主以外は若干のパート雇用のみで労働完結する家族経営モデル
複合経営 水稲＋大 麦・大豆＋ 園芸（花き・ 球根）	家族経営	<経営面積> 50ha <作付面積等> 水稲 27ha 大豆 22ha チューリップ <sup>°</sup> 球根 0.7ha チューリップ <sup>°</sup> 切り花 0.7ha	家族 1人 臨時雇用 1,487 人 日	作業場、格納庫 トラクタ コンバイン 田植機 球根掘取機 等	主穀作に花き・球根を加えた家族経営モデル
園芸（果樹）	家族経営	<経営面積> 2ha <作付面積等> 日本なし 2ha	家族 1.5人 臨時雇用 229 人日	作業場 なし棚 ｽﾍﾞｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰ 乗用草刈り機 乗用運搬車 等	市場出荷と直売を組み合わせた日本なしの家族経営モデル
畜産 酪農	法人経営	<飼養頭数等> 経産牛 100 頭 飼料作物 延べ 30ha	家族 2.5人 従業員 1名 臨雇 445 人日	畜舎 1棟 堆肥舎 1棟 飼料タンク 3基 自動給餌車 1台 飼料作物用装備一式 トラクタ 2台 等	飼料を一部自給して大規模に酪農に取り組む法人経営モデル

## ■特に稼げる経営体の実例モデル（売上高1億円）

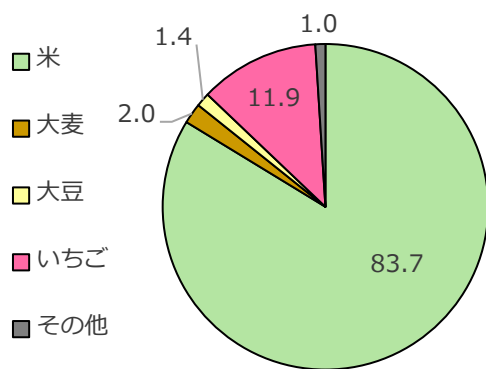
### 1. 一戸法人・複合経営【水稲+大麦・大豆+施設いちご】

#### <経営のポイント>

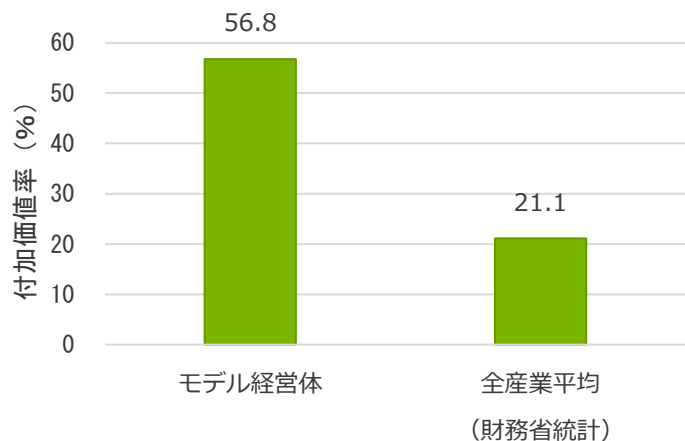
主穀作の大規模栽培に加え、いちごの施設栽培により周年的な売上を確保した法人経営モデル

#### <経営資源>

- ◆労働力：役員2名、従業員12名
- ◆経営面積：151ha 作付面積：水稲85ha、大豆22ha、大麦38ha、施設いちご0.2ha
- ◆主な資本装備：格納庫、トラクタ、コンバイン、乗用管理機、いちご用ハウス



売上高の内訳



付加価値率の比較

#### <売上高の構成>

売上高のうち水稲の占める割合が大きい中、いちごが1割以上を占める等、水稲だけに頼らない収益構造となっている。

#### <付加価値率>

経営体が新しく創造した価値の割合が他産業の平均と比較して非常に大きい。

$$\text{付加価値率(\%)} = \frac{\text{付加価値額}^*}{\text{売上高}} \times 100$$

労働報酬や利益がどれだけ創出されたかを示す。高いほど農家の所得向上と地域経済への波及が大きい。

\* 付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 賃借料 + 租税公課 + 営業純益



いちごの施設栽培



大区画ほ場での収穫

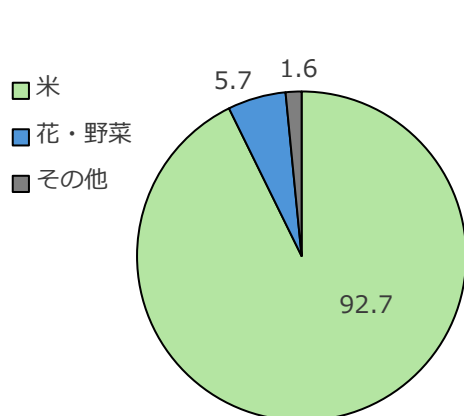
## 2. 集落営農法人・複合経営【水稲（主食用＋種子）＋施設野菜・花き】

### <経営のポイント>

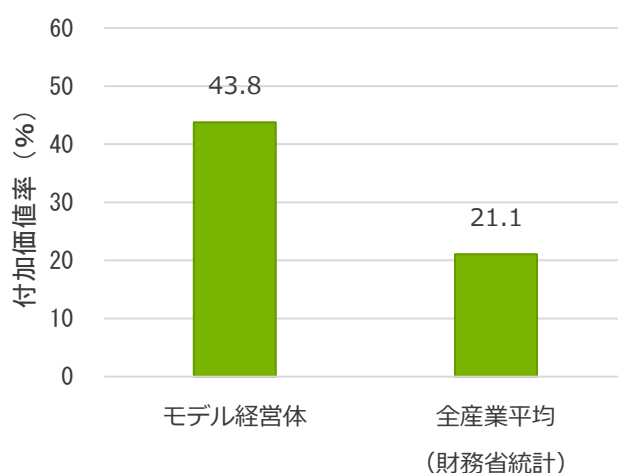
集落営農の労力動員力を生かし水稲（種子含む）に加え、野菜・花きの施設周年栽培にも取り組み、常時従事者の雇用も行う集落営農法人の経営モデル

### <経営資源>

- ◆労働力：代表役員1人、役員9人、構成員65人
- ◆経営面積：54ha 作付面積：水稲50ha、野菜・花き5.4ha
- ◆主な資本装備：農作業舎、トラクタ、コンバイン、田植機、ドローン



売上高の内訳



付加価値率の比較

### <売上高の構成>

単価の高い水稲種子生産のほか、主食用米においてはドローンを用いた効率化・大規模化により水稲の占める割合が高い。

### <付加価値率>

経営体が新しく創造した価値の割合が他産業の平均と比較して非常に大きい。

$$\text{付加価値率 (\%)} = \frac{\text{付加価値額}^*}{\text{売上高}} \times 100$$

労働報酬や利益がどれだけ創出されたかを示す。高いほど農家の所得向上と地域経済への波及が大きい。

\* 付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 賃借料 + 租税公課 + 営業純益



ドローンの活用



種子ほ場審査

# 1 農業の人材確保・育成と生産性向上

## (2) 地域農業を支える担い手の確保・育成

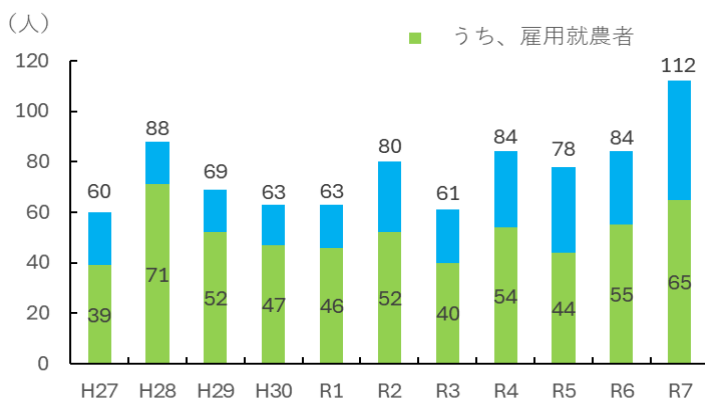
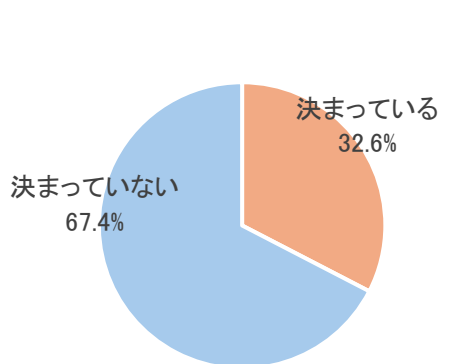
農地を守り、富山県農業を次世代につなぐため、地域農業を支える担い手を確保・育成します。

### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
担い手への農地集積率	71.7% (R7)	80%
新規就農者数	90人/年 (R4~7 平均)	120人以上/年
とやま農業経営・参入等促進センターの相談件数	-	100件/年

### 現状・課題

- ・県内の農業経営体数は、2010年から2025年の15年間で6割超減少しました。趨勢ベースでは、10年後の2035年には4,200程度にまで減少する見込みです。
- ・現状では、担い手への農地集積率は71%、新規就農者数は平均90人（うち雇用就農者は55人61%。R4年度以降平均。）であるほか、地域計画の10年後の耕作者不在農地割合は3割を超えています。
- ・地域農業の維持には、既存の担い手（特に集落営農）の経営継続と、新たな担い手の確保・育成が必要です。新たな担い手確保と既存農家の経営規模拡大がなければ、水稻作付面積1万ha、コメ生産量5万tが消滅する恐れがあります。
- ・この解決のため、担い手への農地集積の加速、新規就農者数の増大、地域外の農業法人や参入等に意欲ある企業との連携する必要があります。
- ・とりわけ、新規就農者の確保・育成と、県内の経営耕地の約4割を占める集落営農の後継者確保と円滑な継承が喫緊の課題です。



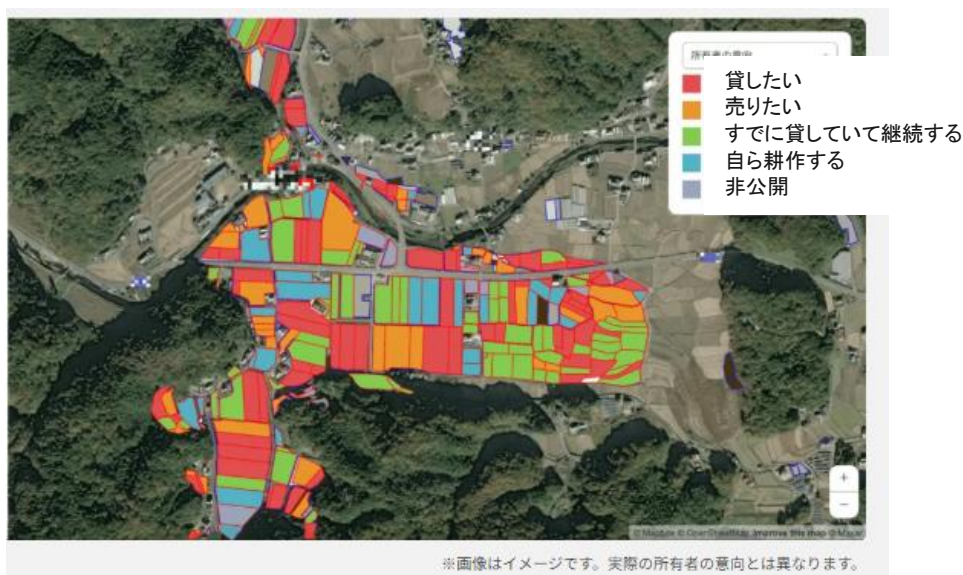
県内の集落営農組織の後継者の状況  
(R5.9 アンケート結果より)

新規就農者数の推移

## 具体的な取組み

### ①地域計画のブラッシュアップと実現

- ・ 県農地中間管理機構を通じ、遊休農地等の解消を進めるとともに、担い手間の貸借農地の交換を推進し集約化による担い手の作業の効率化を図るなど、市町村や農業委員会と一体となって、地域計画のブラッシュアップと実現に向け、一層の担い手への農地集積・集約化に取り組みます。
- ・ 地域計画のブラッシュアップのツールとして、就農希望者や参入等に意欲のある農業法人等が必要な農地情報や貸借意向等のデータベース化＝「地図で見える化」を進め、一元的に提供することで、新たな担い手の確保を促進します。
- ・ 地域計画に位置付けられた担い手の今後 10 年間のヒト・モノ・カネ・ノウチの経営資源を点検し、経営継続に向けた課題の抽出、農地の引受けに必要な農業機械の導入などの解決策の提案と実現への伴走支援に取り組みます。
- ・ 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、農業以外での農地の利用との円滑な調整を図り、計画的かつ秩序ある土地利用を促進し、優良農地を確保します。
- ・ 経営の規模拡大や作物の生産拡大に適した生産基盤となるよう、地域計画のブラッシュアップに向けた地域の話合い等により、認定農業者、集落営農組織等の計画的・効率的な作付けを推進します。
- ・ 市町村農業委員会による農地の利用状況調査の結果を活用し、農地中間管理機構とも連携のうえ、荒廃農地の発生防止・解消に努め、農地の有効利用を促進します。



「農地情報のデータベース化」のイメージ

# 1 農業の人材確保・育成と生産性向上

## ②新規就農者の確保・育成

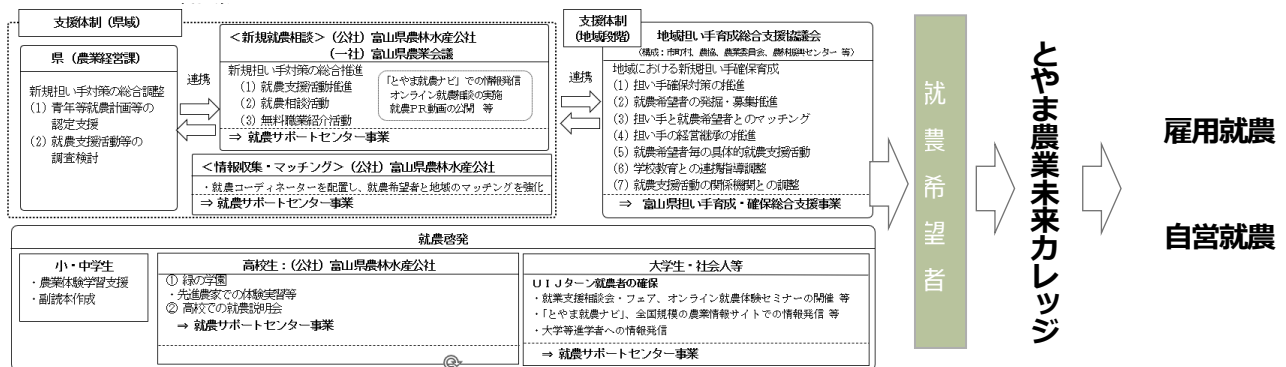
・県農林水産公社が運営する「**県就農サポートセンター**」での相談対応や**魅力の発信**など、**農業者や関係機関と一体となって、以下の取組みを強化**します。

- 「**とやま就農ナビ**」での**情報発信の強化**  
(農業法人等の求人情報、就農体験記、地域の受入体制を記した産地提案書等の発信)
- 公式SNSを活用した**認知普及**
- 就農コーディネーター**による**オンライン相談会**の実施、**農業体験や研修の斡旋**、**相談後フォロー**、**定着に向けた伴走支援**

・次世代の担い手を地域が主体となって確保・育成するため、①**誘致体制の整備**、②**研修農場の整備**、③**就農希望者の募集**、④**先進農業者による研修の実施**など、**地域ぐるみの新規就農者受入体制づくりを支援**します。

・小中学生の農業学習支援や、高校生を対象とした**先進農家研修**、**保護者を含めた就農説明会**、**スマート農業技術研修**などの開催により、**農に接し農業を学ぶ機会を拡充し、選ばれる職業としての農業の魅力**を発信します。

## ■新規就農者の支援体系



とやま就農ナビ



富山あぐりマッチボックス



## 1 農業の人材確保・育成と生産性向上

### ③とやま農業未来カレッジの機能拡充

- ・「とやま農業未来カレッジ」では、本県の営農条件に即した農業の基本的な知識や実践的な技術を修得できる**通年研修**と、模擬経営を中心とした**園芸経営実践コース**により、**研修生が希望する就農を支援**します。
- ・令和9年度から通年研修生の定員を40人とし、研修機能の拡充を図ります。また、令和8年度に整備する**実習棟**では、実習作物の種まき・植付準備から出荷準備など、**実践的な研修を充実**します。
- ・スマート農業機械やデータを活用した経営管理などの実習、環境制御型ICT園芸ハウスでのAIカメラによる生育・病害虫診断など**最新技術を学ぶカリキュラムを充実**します。
- ・**セカンドキャリアとしての就農支援**として、移住者や退職者など多様な人材を農業に呼び込むため、とやま農業未来カレッジの**座学講義の一部をオンライン配信**するなど**柔軟な研修体制の整備**に取り組みます。

表 カレッジ研修機能拡充の実績と今後の計画（案）

		R5	R6	R7	R8	R9
通年 研修生	募集定員	15	25	25	30	40
	入学者数	15	21	22	26	
園芸経営実 践コース	募集定員			5	10	10
	入学者数			1	1	
研修施設	月岡キャンパス	移転準備	使用開始			
	実習ほ場面積（a）		56	46	46	検討
	実習棟		設計		土地造成 建設	使用開始

### ④農業教育の充実

- ・農業高校生をデジタル農業人材として育成し、地域で活躍するサイクルの確立を目指し、若い人材の確保育成に努めます。
- ・就農希望者を地域で**活躍できる担い手に育成**するため、生産技術の高度化、経営体の大規模化や経営の多角化など農業を取り巻く環境変化に対応できるよう、**教育の高度化**について検討を進めます。

## ⑤地域営農体制への継続支援

- ・ 地域農業の担い手の経営発展に必要な農業機械・施設の導入を支援します。
- ・ 経営の中核となる人材の確保が困難な集落営農には、合併を含む広域的な連携を推進し、構成員の世代交代や若者の雇用の導入、少人数での大規模経営や園芸作物の導入を支援します。
- ・ 次世代の担い手を、地域が主体となって確保・育成するため、①誘致体制の整備、②研修農場の整備、③就農希望者の募集、④先進農業者による研修の実施など、地域ぐるみの新規就農者受入体制づくりを支援します。
- ・ 地域内で課題を共有し解決できる体制を構築するため、既存の担い手経営体や新規就農者など地域の農業者間の交流を促進します。
- ・ 後継者の確保が困難な担い手には、従業員への継承、セカンドキャリア人材など経営の譲受を希望する第三者継承を支援します。
- ・ 参入を含めた企業との連携は、ワンストップ相談窓口である「とやま農業経営・参入等促進センター」が促進します。また、市町村等関係機関と連携し、企業等が求める農地等の情報を収集し企業等と地域農業者・農地とのマッチング、実現に向けた伴走支援や、他産業との人材のシェアに取り組みます。
- ・ 新規就農者のうち6割以上が雇用就農という状況の中、経営体における職場環境の整備は重要です。夏場の高温による熱中症対策や、農業作業事故の防止の観点から、経営者を対象とした労働環境の整備に向けた研修会等を開催するなど、経営体の働き方改革を支援します。
- ・ 働きやすい職場づくりに向け、就労規則の制定・見直しや、男女別のトイレ・更衣室の整備に取り組む農業経営体を支援します。
- ・ 県内で活躍している女性農業者の事例紹介や研修会の開催などにより、女性の経営参画に対する理解醸成を促進します。



男女別トイレや更衣室の整備



ほめく富山の女性ロールモデル 2025

※ページ調整

## 1 農業の人材確保・育成と生産性向上

### (3) 多様な農業人材の活躍

スポットワークや農業支援サービスの活用による労働力確保、農福連携や半農半Xなど多様な農業人材の活躍により、担い手とともに地域農業を守ります。

#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
富山めぐりマッチボックスでの 実採用人数	203人 (R7)	300人/年
農業支援サービス事業体数	2 (R7)	14事業体
農福連携等取組主体数 (農林水産業経営体等)	66 (R6)	100

#### ※農業支援サービス事業体数

現状 (R7) は、国補助事業を活用してサービスを開始した事業体数

目標 (R12) は、1JAにつき1事業体があることを想定（今後、JAや機械メーカー等を対象に、実態調査を行う予定）

#### 現状・課題

- ・地域農業の維持には、農地の受け皿となる担い手だけでなく、多様な人材との関わりが重要です。
- ・農福連携は、担い手不足や高齢化などが進む農林水産業分野の新たな働き手の確保と障害のある人等の農林水産分野での社会参加につながる取組みです。
- ・農業者の減少が進んでいる地域では、病害虫防除や追肥等の作業負担が大きくなっています。また、経営規模の小さい農業者にとっては、高額な農業機械の取得は、コストや技術習得面で負担が大きく、農作業の代行や農業機械のリース・シェアリングなどを行う「農業支援サービス」の普及が求められています。

#### 【農業支援サービスの分類】

作業サポート型			判断サポート型
専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型	データ分析型
播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業負担を軽減するサービス	機械・器具のリース・シェアリングにより、農業者の機械等導入コストを低減するサービス	作業者を必要とする農業現場に、人材派遣等を行うサービス	農業関連データを分析して、解決策を提案するサービス

## 具体的な取組み

### ■ 農業支援サービス事業体の育成や短時間労働の活用、他産業との人材シェア

- ・ 農業支援サービスに対するニーズ調査やサービスの提供に必要な人材育成、スマート農業機械の導入などを支援し、農業支援サービス事業体の育成を進めます。
- ・ 県独自の農業専門求人サービス「富山めぐりマッチボックス」により、農業者と一体となって農業に興味のある人材と農との接点を創出し、将来の担い手となる人材確保に取り組みます。

### ■ 農福連携等の推進

- ・ 「第2期富山県農福連携等推進方策」（令和7年11月策定）に基づき、林業、水産業への取組みの拡大と加工・販売を行う企業などとの連携を図ります。
- ・ 農福連携推進セミナーの開催により農林水産業と福祉の相互理解の醸成を図るほか、農福連携マルシェの開催を通じ、一般県民への普及・啓発を図ります。
- ・ 農林水産業経営体と障害福祉サービス事業所とのマッチングや立ち上げ支援等を行い、優良なモデル事例を横展開し、取組みの拡大を図ります。
- ・ 農福連携を推進するため、農福連携コーディネーターによる農林水産業・福祉のマッチング支援や、障害者が現場で作業等を実践する際にアドバイスする専門家を派遣します。
- ・ 障害者が働きやすい環境となるよう受入側の農林水産業経営体の作業環境整備を支援します。

### ■ 半農半Xなど多様な形態の営農参画

- ・ 地域農業を持続し、農地を守るためには、大規模経営体等の担い手だけでなく、半農半Xや家族経営など多様な形態の営農参画により、地域ぐるみで農用地、農業用水の保全管理を行うことが重要です。
- ・ 就農希望者それぞれが目指す営農の形に合わせた就農先や利用可能な制度の紹介、地域活動への参画を推進します。



農福連携事例



半農半Xのイメージ（農業と芸術）

# 1 農業の人材確保・育成と生産性向上

## (4) 生産性向上に向けた技術導入と生産基盤の強化

食料安全保障の確保に向け、スマート農業機械の導入や農業DXの促進とそれに応じた基盤整備の推進、農地の大区画化・汎用化により、生産性の向上を図り、次世代へ引き継ぐ優良な農業生産基盤の確保を進めます。

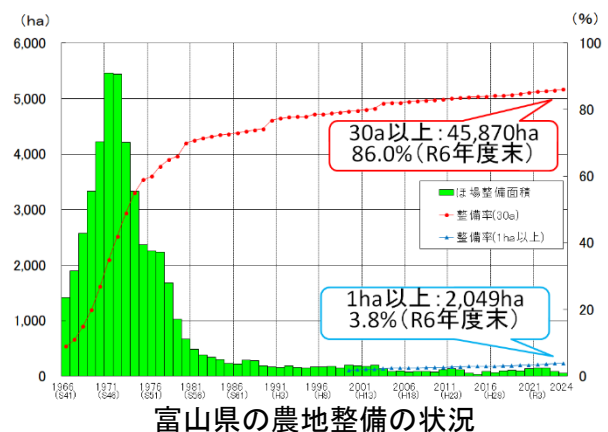
### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
スマート農業技術を活用した面積割合	未	未
大区画ほ場整備面積 (1ha以上)	2,116ha (R7 暫定)	3,100ha

### 現状・課題

- ・農業経営体が減少する中、一経営体あたりの経営面積は一層拡大することが想定され、スマート農業機械や農業DXの促進、農地の大区画化などによる生産性の高い農業への転換が不可欠です。特に、園芸品目では、労働力不足が深刻化しており、省力機械の導入推進や労働力確保対策が不可欠な状況です。
- ・スマート農業技術は日々進歩、高度化しており、高齢化が進む農業生産現場での普及を進めるためには、スマート農業技術を活用できる人材の確保・育成が必要です。
- ・国は、新たな食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、農地の大区画化やスマート農業技術の開発・導入を集中的・計画的に推進することとしています。
- ・本県では、良好な営農条件を備えた生産性の高い優良農地を確保するため、昭和30年代より全国に先駆けてほ場整備を実施し、30a以上の整備率は86.0%(R6)と全国トップクラスとなっています。一方、1ha以上の大区画整備率は3.8%(R6)にとどまっています。
- ・基幹的農業従事者の高齢化が全国より早く進行しており、地域計画と連携しつつ、担い手が効率的に生産できるよう農地の集積・集約化を進める必要があります。
- ・生産性の一層の向上のため、更なる生産コストの低減や農作業の省力化、園芸作物を中心とした農業体系への転換など、農地の大区画化やスマート農業に対応した基盤整備を推進する必要があります。

スマート農業の導入状況



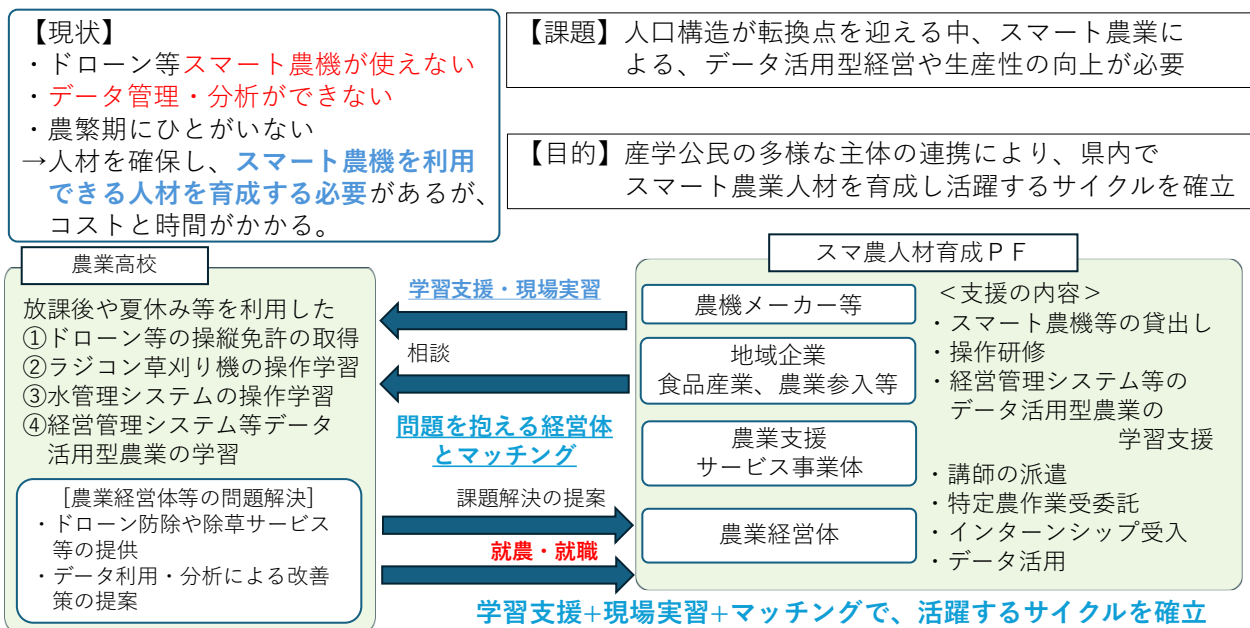
## 具体的な取組み

### ■スマート農業技術や農業DXの促進

- ・ロボット農機や自動操舵農機など省力化の効果が大きいスマート農業機械の導入を集中的に支援し、普及拡大を加速化します。
- ・中小規模の経営体や農地の大区画化が難しい地域の農業者にとっては、経営体個々でのスマート農業機械の導入は負担が大きいことから、スマート農業機器による農作業代行や農業機械のリース・シェアリングを行う「農業支援サービス事業体」の育成を進めます。
- ・施肥管理や収穫時期の判断など水稻の栽培管理の省力化に向け、衛星画像や気象データ等を活用した栽培管理システムの実用化と普及拡大を推進します。
- ・施設園芸を中心に、データを活用した環境制御技術の導入の支援や技術研修会の開催などにより、作業の省力化と農産物の収量・品質の向上を図ります。

### ■スマート農業人材の育成に向けた体制整備

- ・スマート農業人材の実装が加速する中、スマート農業普及センター等での技術研修に取り組むほか、農業高校と連携し、スマート農業技術を駆使できる人材を育成します。



スマート農業人材の育成に向けた体制イメージ

### ■スマート農業技術に対応する基盤整備の推進

- ・ほ場を農道等で囲む形に大区画化し、スマート農業に対応した基盤整備を推進します。
- ・用水路のパイプライン化やICT自動給水栓、水路の暗渠化、幅広溝畔を設置し、維持管理作業の軽減を推進します。
- ・営農の効率化が図られるよう担い手に農地を集積・集約するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進します。
- ・排水改良による水田の汎用化や畑地化を推進し、園芸作物の導入を推進します。また、水路の暗渠化に併せてターン農道を設置し、園芸作物の集出荷作業の効率化を推進します。

## 平地でのスマート農業導入効果

### 営農の効率化

農地の大区画化



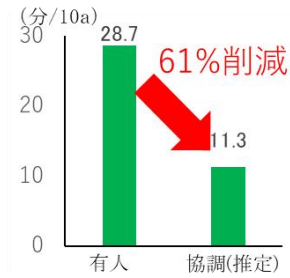
ロボットトラクタでの協調作業



ターン農道での収穫・搬出作業



【10a当たりの耕起作業時間】

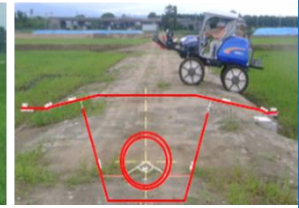


### 維持管理の省力化

幅広溝畔からの草刈り



ほ場への出入り、草刈りを容易にする暗渠化



遠隔監視・操作が可能な ICT自動給水栓



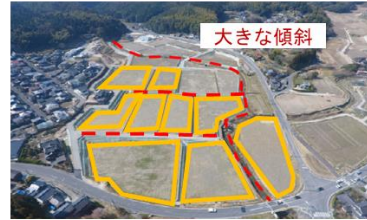
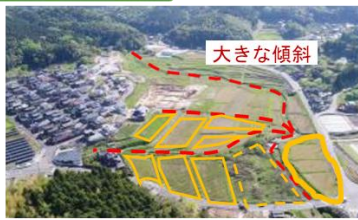
【水管理にかかる作業時間】



## 中山間地でのスマート農業導入効果

### 営農の効率化

中山間地域特有の傾斜に沿った区画整理



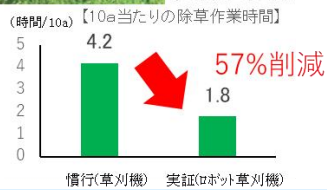
### 維持管理の省力化



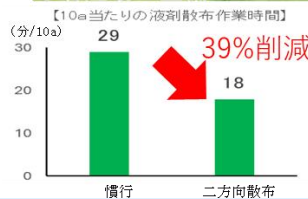
リモコン草刈りの運用が可能となる法面整備



草刈りを容易にする暗渠化



防除ドローンが発着可能な着陸場の整備



再掲  
遠隔監視・操作が可能な ICT自動給水栓



農地の大区画化(富山市)



農地の大区画化とターン農道の設置(高岡市)

## スマート農業技術を導入した体系での省力効果



スマート農業体系での省力効果

## 2 持続可能な農業生産

### (1) 競争力ある農産物の生産 ①温暖化に対応した戦略的な米産地への転換

県内外の消費者に美味しい富山米などを安定供給するため、「温暖化に対応した戦略的な米産地への転換」や「水田のフル活用」を進めます。

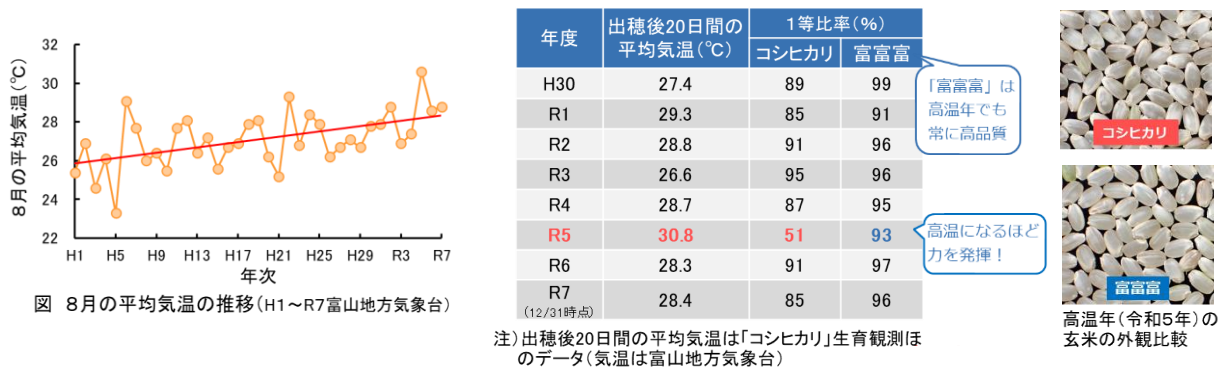
#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
高温耐性水稻品種の作付け面積割合	26% (R7)	50%
水田フル活用率 (耕地利用率)	95% (R7)	100%

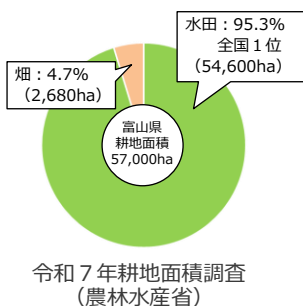
#### 現状・課題

- 近年、温暖化に伴う高温や豪雨・少雨などが頻発しており、コメの品質や収量の低下リスクが顕在化しています。こうした中、県内外の消費者に、美味しい富山米を安定供給していくことが一層重要になっています。
- 本県の水稲生産の主力品種である「コシヒカリ」は、夏の高温により品質・収量が低下しやすいことから、栽培における高温対策技術の徹底を図るとともに、高温に強い品種（「富富富」などの高温耐性品種）への転換を進める必要があります。

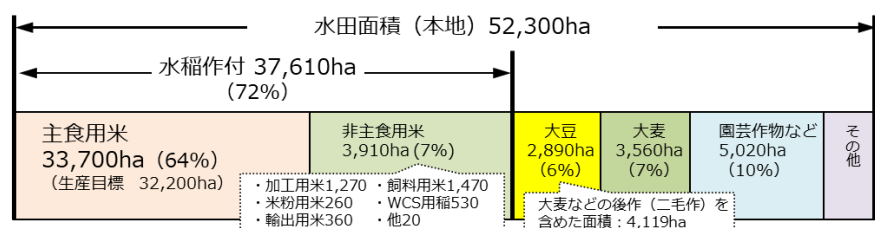
表 出穂後20日間の平均気温と1等比率(H30～R7)



- 本県では、豊富な水資源を背景に水田を主体とした農業が営まれています。
- 全国の主食用米の需要量は、人口の減少や食の多様化などを背景に減少傾向にあります。
- このため、主食用米に加え、輸出用米や加工用米、米粉用米などの非主食用米のほか、大麦や大豆、園芸作物等を組み合わせた水田のフル活用を進める必要があります。



#### ○作物作付けの状況 (令和7年産)



## 具体的な取組み

### ■ 気候変動に対応したコメ産地への転換

- ・水田を主体とした本県農業の強みを活かし、将来にわたり高品質で美味しい富山米を県内外の消費者に安定供給するため、気象条件や生育状況に応じた高温対策技術の徹底に加え、高温に強い「富富富」、「てんたかく」、「てんこもり」の生産拡大を図り、温暖化などの気候変動に対応した戦略的なコメ産地への転換を進めます。
- ・特に、「富富富」の生産拡大にあたっては、収量性の向上や直播栽培技術の導入など地域の実状を踏まえた生産体系の確立、乾燥調製施設の改修整備など、「富富富」を生産しやすい環境づくりをさらに進め、「コシヒカリ」からの転換を促します。
- ・また、温暖化の進行に対応するための品種開発や技術開発を進めます。



高温耐性品種「富富富」の収穫作業

### ■ 良質な種もみの生産体制の強化

- ・高温耐性品種の生産拡大に必要な種もみ等を確保するため、「富山県主要農作物種子生産条例」に基づき、農林振興センターが行うほ場審査・生産物審査、農業研究所が行う異茎株や病害等の少ないクリーンな原種の供給を行うほか、施肥・防除の生産性向上技術の確立や効率的な審査方法の検討など、良質な種もみ（水稲種子）の品質確保や備蓄保管、生産体制強化に向けた取組みを進めます。
- ・また、全国一の種もみ出荷県として、全国の米産地から求められる高温耐性品種や多収品種、米粉用専用品種などの新たな種子需要に対応できる種もみ産地づくりを進めます。



指定種子生産ほ場での圃場審査

### ■ 持続的な水田農業を実現するための共同利用施設の整備

- ・持続的な水田農業の実現を目指し、産地の農業生産コストの低減や品質の向上に必要な共同利用施設の整備を支援します。
- ・特に、既に耐用年数を経過した老朽化施設等については、農業構造転換集中対策期間（令和7年～令和11年）において、施設の改修整備や機能増強等の共同利用施設の再編集約・合理化を積極的に進め、施設の効率的な運用や安全な環境を整備することで、施設の魅力ある産地づくりに向けた農業構造の転換を図ります。



米などの乾燥調製等の作業を行う穀類乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）

## 2 持続可能な農業生産

### ■ 需要に応じた米生産の推進

- ・水田率が全国一高く、豊富な水資源に恵まれた本県の水田農業の強みを活かし、家庭用や外食・中食用として用いられる**主食用米に加え、食品事業者に求められる酒造好適米（酒米）やもち米、加工用米、米粉用米、輸出用米などの「需要に応じた米生産」**に取り組み、多様な用途の需要拡大と農業所得の確保により**持続可能な水田農業を実現**します。
- ・温暖化による影響が深刻化する中、**高温に強い酒造好適米（酒米）やもち米の品種開発**に加え、**多収品種による生産性の向上**などにより、**多様なニーズに対応した米づくり**を進めます。
- ・担い手への土地利用集積、作付けの団地化、**農地の大区画化**などによる**作業の効率化**に加え、農業用ドローンによる水稲直播栽培や、流し込み施肥等の**低コスト・省力化**が期待される**新技術の導入**など、生産コストの削減や生産性の向上を推進します。



水稲乾田V溝直播栽培の播種機



播種後の除草剤散布作業



農業用ドローンを用いた水稲直播栽培（播種作業）



流し込み施肥による追肥作業

### ■ 水田フル活用による非主食用米、大麦、大豆等の生産推進

- ・農業所得の確保や生産性の向上を図るため、**主食用米**に加え、加工用米、米粉用米等の**非主食用米や大麦、大豆、園芸作物などを組み合わせた水田のフル活用**を推進します。
- ・本県水田農業の基幹作物である**大麦、大豆**については、排水対策や施肥量の適正化などの栽培技術の徹底に加え、気候変動に対応できる**有望品種の選定や栽培技術の開発**を進め、**単収と生産性の向上により安定供給**に努めます。
- ・また、地域の特色を活かした魅力ある**産品づくり**に向け、**新たな品目の探索・産地化**を推進します。



大豆ほ場における農薬散布作業

## 2 持続可能な農業生産

### (1) 競争力ある農産物の生産 ②園芸作物の生産力強化・拡大

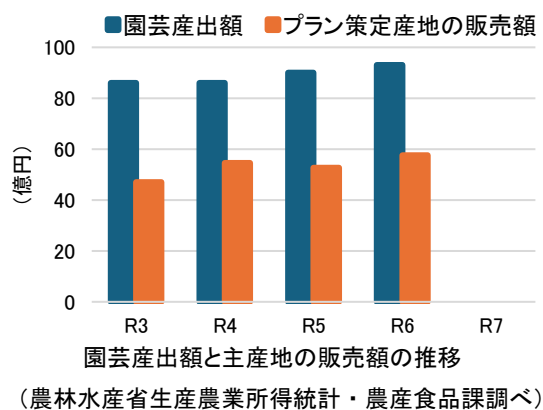
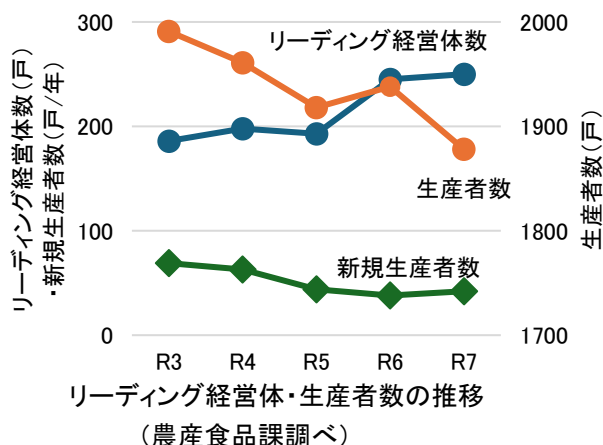
意欲ある経営体の経営発展を支援するとともに、園芸生産に適した基盤整備の推進と企業と連携した大規模経営体の育成などに取組み、稼げる経営体、産地の育成を図ります。

#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
園芸のリーディング経営体数	250 経営体 (R7)	500 経営体
新規園芸取組生産者数	42 経営体/年 (R7)	70 経営体/年

#### 現状・課題

- ・県内の184産地で「稼げる！園芸産地プラン」（以下、プラン）が策定され、市町村や農協などと連携し、目標達成に向けて取組んだ結果、新規就農者の受入れや土地の個性（テロワール）を活かした差別化・活性化の取組みなどにより、生産が拡大している産地がある一方、生産者の高齢化により生産が減少する産地も多くなっています。
- ・産地をけん引するリーディング経営体数（園芸販売額おおむね1000万円以上を目指す）は増加しているものの、園芸全体の生産者数は減少傾向となっています。園芸生産力の維持・強化を図るためには、リーディング経営体の育成を加速化するとともに、意欲ある経営体の更なる経営発展や企業等との連携による大規模経営体の育成が重要です。
- ・水田での機械化体系が確立している品目のうち、たまねぎは新規導入や規模拡大の動きがあるものの、他の品目（にんじん、キャベツ、さといも）は需給動向や気候変動の影響により、伸び悩んでいます。
- ・県内各地の基盤整備実施地区における持続可能な営農体制の確立に向けて、園芸品目の導入・定着化を図ることが重要です。
- ・著しい高温乾燥や大雨などの頻発や防除が難しい病害虫が増加していることから、気候変動に対応できる安定生産技術や効果的な病害虫防除対策の確立・普及が急務となっている他、環境にやさしい栽培技術の一層の普及が求められています。



## 2 持続可能な農業生産

### 具体的な取組み

#### ■ 新規就農者等から「選ばれる」園芸産地の育成

- ・とやま農業未来カレッジ研修生など新規の就農希望者を受け入れるため、産地提案書を作成・発信するとともにトレーニングファームの設置による技術指導體制の確立など就農から技術習得までを支援します。
- ・産地のロールモデルであるリーディング経営体を中心に、就農希望者や新規生産者の交流研修会を実施し、情報交換や仲間づくりで、定着に向けたフォローを行います。
- ・これらの取組みにより、県内外の就農希望者から**選ばれる産地・経営体の育成**を図ります。



呉羽梨産地のトレーニングファームでの若手農業者向け基礎研修

#### ■ 経営体のタイプに応じた園芸メガファームの育成

- ・園芸専業農家や主穀作経営体の複合化など、それぞれの経営タイプにおいて、労働力や品目、作型、販売先などを最適化し、園芸販売金額を最大化した**メガファームの育成**を支援します。
- ・企業の農業参入を促進し、地域の担い手と連携して大規模な園芸生産や地域の活性化を目指す経営体を育成し、発展段階に応じた機械・施設の導入や運営ノウハウの習得を支援します。

○経営体タイプごとのメガファーム育成モデルの例

経営体タイプ	経営の例
企業的経営	・ 30ha 以上の露地野菜 ・ 大規模施設園芸
主穀作経営体の複合化	・ 露地と施設を組み合わせた周年生産
園芸専業	・ 露地野菜 + 露地花き ・ 果樹（日本なし + ぶどう）

#### ■ 新たな生産技術や ICT 活用の推進

- ・高温乾燥時の適切な土壌水分管理、新たな品種・品目の導入、作型の開発、発生予察や新資機材の探求で気候変動と難防除病害虫に対応した**安定生産技術の確立・普及**を図ります。
- ・環境制御による自動化された施設園芸、ベンチ栽培・LED 電照による花き生産、早期成園も可能な果樹の省力樹形、園地のロボット除草、ドローン活用推進により**省力化と生産性向上**を推進します。
- ・土壌診断に基づく施肥、夏季たん水・抵抗性品種導入・土着天敵利用など化学肥料や農薬使用の低減に取り組み環境負荷低減と**安全安心な園芸生産**を図ります。



チューリップ切花ベンチ栽培



花きの LED 電照栽培



りんごの JV 字樹形



ドローンを活用した生育診断

## ■スマート農業技術を活用した水田園芸の拡大

- ・水田での機械化栽培体系が確立しているたまねぎや、実需者ニーズが高い加工用かんしょ、加工用トマトなどを水田園芸拡大品目に位置づけ、生産拡大を図ります。
- ・チューリップ球根では、ネット栽培機械の特長を最大限活用した**リレー生産方式（種球生産の分業体制）の確立・普及**により球根生産の高収益化と新たな担い手確保を図ります。
- ・水田の基盤整備と連携した「**園芸品目の生産に最適なほ場**」を整備し、実効性の高い営農計画の策定により、地域の持続的な水田農業を目指します。
- ・大区画水田での超省力的な園芸生産を実現するため、**スマート農機**など機械化一貫体系の確立・導入と機械化体系に適した栽培技術の確立・普及を支援します

○たまねぎの超省力的乗用機械を活用した栽培イメージ



## ■他産業との連携等による販売環境の強化

- ・「とやまテロワールベジ」など富山らしさを活かした県産園芸作物のブランド化や、**S N S活用**、ファーマーズマーケット等直売機会の提供による**消費者・実需者へのP R**により、**県産園芸作物の付加価値向上による販売額向上**を図ります。
- ・生産者以外に食品加工業者、飲食店、ホテル旅館等で構成されているコンソーシアムを活用し、加工品・メニュー開発や収穫体験イベント開催など新たな**地域食品ビジネスの創出**により安定した**販売先確保**を支援します。
- ・流通業者や宅配業者と連携し、集荷・物流体制の効率化と物流コストの低減を図ります。



とやまテロワールベジのロゴ

- とやまテロワールベジプロジェクト
- ・本県の風土と文化、歴史が織りなす土地の個性（テロワール）を活かした野菜等の産地を選定し、ブランディングとP Rを支援
  - ・選定産地数：15産地（R8.3時点）



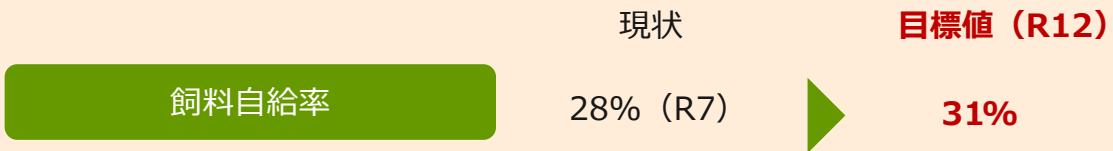
県産園芸作物の販売と消費者へのP R

## 2 持続可能な農業生産

### (1) 競争力ある農産物の生産 ③ 畜産物の生産基盤の強化・拡大

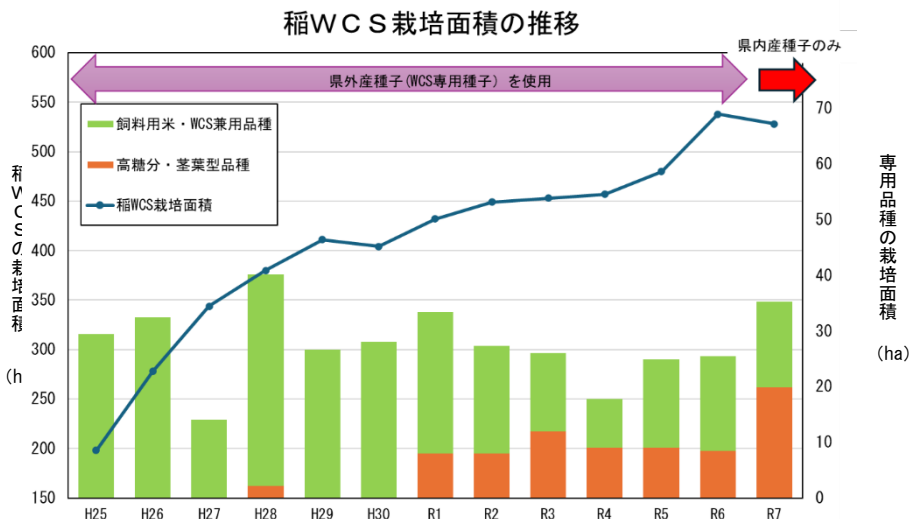
意欲ある担い手による生産拡大や経営競争力の強化に取り組み、担い手確保や地域と調和した経営を推進し、美味しい畜産物を消費者に提供できる、未来につながる畜産を目指します。

#### 目標指標（5年後の姿）

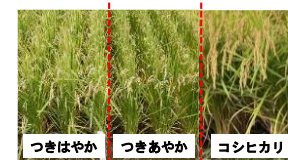


#### 現状・課題

- ・本県の畜産は、農業産出額の約 10% (R6:78 億円) を占め、県産和牛肉は全国トップクラスの高品質 (R6:A5 比率 82%) となっている一方、飼料価格の高騰や、高齢化などによる経営体数の減少、産地間競争の激化など、厳しい経営環境にあります。
- ・こうした中、意欲ある担い手による施設・機械への積極的な投資が見られており、今後も規模拡大や生産性向上、省力化等を通じた生産基盤の強化が必要となっています。
- ・経営競争力の強化と新たな担い手の確保のため、高品質な県産畜産物のブランド化に取り組むとともに、畜産物の安全確保や新規就農者の受入れ環境の整備が求められています。
- ・輸入飼料に依存した状況の中で、経営コストの約 3~6 割 (肉牛 30%、酪農 48%、養豚 60% (国調査)) を占める飼料費を低減するため、自給飼料の生産・利用を推進する必要があります。
- ・家畜伝染病の発生防止に向けて、飼養衛生管理の徹底等、防疫体制を強化するとともに、耕畜連携等による地域と調和した経営の推進が求められています。



「つきはやか」の給与



稲 WCS 専用品種の草姿

## 具体的な取組み

### ■ 畜産経営コストの削減、生産基盤の強化

- ・生産性向上やコスト低減、省力化などのため、哺乳ロボットや分娩監視・発情発見システムなどのスマート農業技術を活用した**畜産DX（デジタル化による変革）**の実現を支援します。
- ・畜産経営の規模拡大を図るため、**畜産クラスター事業**などを利用した**施設整備や機械導入**を支援します。
- ・**性判別技術や受精卵移植技術の活用**、家畜改良などを推進します。
- ・暑熱対策として、牛舎ではミスト装置等を利用して**暑熱環境を改善**するとともに、牧草栽培では**高温耐性品種の導入**を検討します。あわせて、暑熱による生産性低下を抑制する技術開発を推進し、生産効率の向上を図ります。



畜産でのスマート農業技術



ミスト装置を活用した暑熱対策

### ■ 経営競争力の強化、新たな担い手確保

- ・県民の購買意欲を高める畜産物の提供を目指し、「**とやま和牛酒粕育ち**」や、「**とやまポーク**」の**ブランド力強化**や**県産牛乳の消費拡大**、地産地消などの取組みを支援します。
- ・生産物（肉牛、和子牛、豚、鶏卵）販売価格の下落や飼料価格高騰に対応するため、国の**価格補填制度等の円滑な活用**を支援し、畜産農家の所得確保と経営の安定化を図ります。
- ・新規就農希望者と遊休施設などのマッチングや法人化による経営継承、県内外からの**畜産企業の受入れ**などを支援し、**新たな担い手の確保**を推進します。
- ・**HACCP**や**GAP**の導入・認証取得の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を推進し、**畜産物の安全確保と労働負担の軽減**を図ります。



富山県産牛乳マーク



とやま和牛酒粕育ちロゴ



とやまポークロゴ

### ■ 地域と調和した経営の推進

- ・飼料自給率の向上と経営コストの低減のため、飼料用米や稲発酵粗飼料（稲 WCS）等、飼料作物の**生産と利用の拡大**に加え、エコフィードの活用や中山間地等の放牧を推進します。
- ・飼養衛生管理基準の遵守指導等により**家畜伝染性疾病の発生予防**を図るとともに、発生時に迅速かつ円滑な防疫措置が講じられるよう**防疫体制を強化**します。
- ・温室効果ガス（GHG）排出量の削減や、**耕畜連携による資源循環型農業を推進**するとともに、**家畜排せつ物処理施設の修繕による長寿命化**など、環境規制にも対応可能な施設整備を支援します。

## 2 持続可能な農業生産

### (2) 人と環境にやさしい農業の普及・拡大

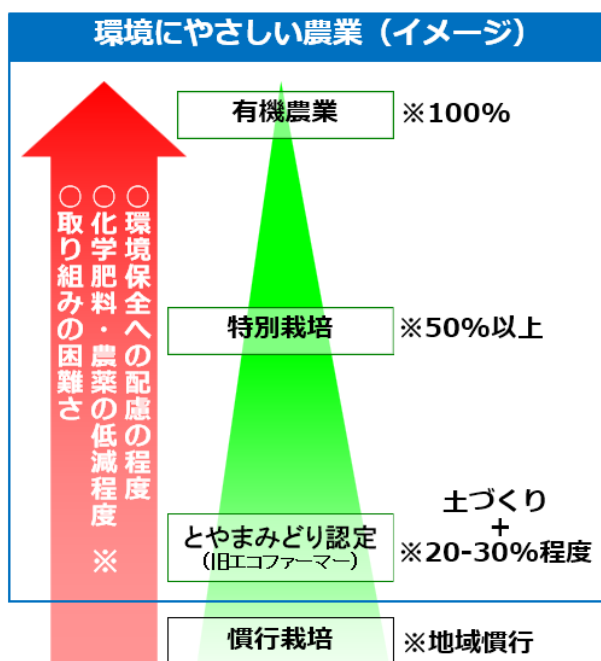
環境への負荷を低減するため、化学肥料・農薬の低減や有機農業の推進により、環境と調和のとれた持続性の高い農業を推進します。

#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
有機農業・特別栽培農産物の取組面積	1,160ha (R6)	1,460ha
とやまみどり認定者数	589人 (R7)	1,150人

#### 現状・課題

- ・令和3年に国が策定した「みどりの食料システム戦略」を実現していくためには、「富山県みどりの食料システム基本計画」（令和8年改訂予定）に基づく、環境と調和した農業生産の取組みがこれまで以上に重要となります。
- ・有機農業など環境にやさしい農業は、栽培に労力を要し、収量が不安定になりやすいことから、スマート農業技術や地域の有機質資材の活用等による生産性の向上が求められています。
- ・持続可能な農業生産を行うため、人権保護や労働環境への配慮など国際水準に適合した「とやまGAP」（令和6年改訂）の取組みを生産現場に拡大していくことが必要です。
- ・環境にやさしい農業やとやまGAPの取組みに対する消費者の理解が浸透していないことから、これらの取組みの重要性について消費者の理解を深め、環境や持続可能性に配慮した消費行動への変化を促していくことが重要です。



## 具体的な取り組み

### ■ 化学肥料・農薬の使用低減や有機農業の推進

- ・「とやま『人』と『環境』にやさしい農業推進プラン」に基づき、**環境への負荷の低減**に段階的に取り組み、**とやまみどり認定や特別栽培、有機農業を推進**します。
- ・**化学肥料・農薬の使用量の低減**など環境にやさしい栽培技術と、**省力化を図るスマート農業技術**等を組み合わせた新たな栽培体系の確立や産地での普及を支援します。
- ・「とやま有機農業アカデミー」など研修会の開催による**有機農業者の定着支援**を行うとともに、有機農業指導者の育成や関係機関との情報共有など**推進体制を強化**します。
- ・有機農産物の学校給食への利用を促進するなど、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む「**オーガニックビレッジ**」を推進します。
- ・生産者との交流イベントやSNS等を通じ、環境にやさしい農業が**生物多様性の保全や温室効果ガスの削減につながる**ことについて情報発信を行い、**消費者の理解醸成と環境に配慮した農産物の消費拡大**を促進します。
- ・農業生産に由来する使用済みプラスチックの適正処理や、**プラスチックの使用量を削減した被覆肥料の開発や切替え**を推進します。



とやま有機農業アカデミー  
(水稲コース)



学校給食での生産者と児童の交流

### ■ 堆肥の活用等、地域と連携した循環型農業の推進

- ・耕畜連携や有機農業など**環境保全型農業の推進**を通じ、土壌への有機物施用を促進します。
- ・持続的な農業と食料の安定生産を図るため、**家畜排せつ物等の資源循環利用**を進めるとともに、生産現場での効率的な散布や広域流通が可能なペレット等への加工を推進します。
- ・稲わらのすき込みや堆肥、緑肥等の施用により、**土づくりによる地力の増進と農地への炭素貯留を促進**します。

### ■ とやま GAP の普及・定着促進

- ・とやま GAP に基づく、**より良い農場を目指すための改善活動**を通じ、人と環境にやさしい持続的な農業経営を目指します。
- ・消費者等に信頼される**安全な農産物を供給**するため、資材の適正な使用や生産履歴の記帳、農産物の衛生的な取扱いなど、とやまGAPの取組みを促進します。
- ・労働関係法令等の遵守など**農作業環境の安全対策を強化**するとともに、農業者に対する研修体制の整備と研修への参加促進により、農業者の安全意識の向上を図ります。
- ・とやまGAPの取組みが**SDGsや環境負荷低減などに貢献**していることを研修会やイベント等で積極的に情報発信し、**消費者等の認知度向上と購買活動の促進**を図ります。



とやまグルメ・フードフェスでの  
パネル展示

### 3 食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大

#### (1) 安全な食の提供と付加価値の向上

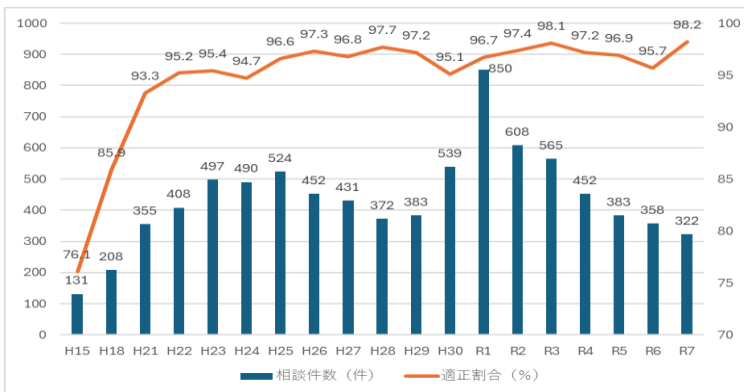
安全・安心な県産品の生産・供給を図るとともに、「食のとやまブランド」の推進のため、消費者や実需者のニーズを捉えた販売促進活動・広報活動を強化し、県内外で県産農林水産物や加工品等の消費・販路拡大を図り、県民の豊かさや生産者の所得向上につなげます。

#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値（R12）
食品表示実態調査等における 適正店舗割合	98.2%（R7）	100%
1年間に富山県産品を食べた人の 割合（対象：首都圏・関西圏・中京圏）	4.2%（R7）	8.0% ※トップ10入りを目指す

#### 現状・課題

- ・食生活やニーズが多様化する中、環境変化に対応した食の安全確保と国際標準に準拠した HACCP などの衛生管理システムの普及・定着が求められます。
- ・インターネットの普及や SNS の拡大により、真偽の不確かな情報が広がりやすくなっており、消費者に科学的根拠に基づく正確な情報を伝えることが大切です。
- ・食品表示制度は継続的に見直されており、食品事業者への周知徹底や相談対応および監視指導により適正化に努めるとともに、自主的かつ合理的な食品選択を行うため、消費者の理解醸成が必要です。
- ・県産農林水産物等は需要の拡大が期待できるものの、全国的な知名度を得ているものは少数にとどまっています。
- ・基幹作物である米については、消費量の減少や、全国のブランド米との産地間競争が激化するなか、県内での米消費拡大を推進するとともに、県外に向けては、富富富を中心とした富山米のブランド力の一層の強化を図っていく必要があります。
- ・野菜・果物・畜産物・水産物など県産食材を大都市圏等での販路を拡大するため、認知度向上や供給体制の構築などを進めていく必要があります。
- ・本県の豊かな地域資源を、価値や魅力を明確化した高付加価値な商品・サービスとして磨き上げ、継続的に提供することにより、消費者や実需者からの信頼と評価の向上を図り、「とやまの食」としてのブランドイメージの向上につなげることが重要です。



食のイメージ調査

食品表示に関する相談件数と適正店舗割合

## 具体的な取組み

### ■ 農林水産物の生産段階における安全確保、HACCPの普及・定着促進

- ・生産資材（農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等）の適正な販売・使用の指導や家畜伝染病等の発生予防・まん延防止に努めるとともに、**生産現場におけるGAPの取組みを推進**します。
- ・食品関連施設等の監視指導や**食品事業者へのHACCP導入支援**など衛生管理の普及・定着に取り組みます。

### ■ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進、食品表示の適正化

- ・食の安全に関する意見交換会など**リスクコミュニケーションの実施**、デジタル化社会に対応した効果的な**情報提供や意見募集**、科学的根拠に基づく**正しい知識の普及啓発**、各種窓口における**相談対応**等の取組みを進めます。
- ・消費者、事業者双方に対する講習会やWEBを活用した情報発信を強化し**食品表示制度の周知**に努めるとともに、「**食品表示110番**」を設置し、県民や事業者からの**相談・問い合わせに対応**します。
- ・**食品表示ウオッチャー制度**を活用した小売店での実態調査、食品事業者に対する監視指導実施により、**食品表示の適正化を推進**します。
- ・**若年層対象の普及・啓発**を積極的に行い、県民全体に食品安全の正しい知識が普及することで、**未来につながる安全で豊かな食生活の実現**を目指します。



食品表示実態調査

### ■ マーケットインに対応する生産者、食品産業、流通のプラットフォームや県内サプライチェーンの構築

- ・「富富富」生産・販売・PR戦略に基づき、**全国展開する企業等(リテール、流通)と連携**した国内外でのプロモーションにより、「**富富富**」を中心とした**富山米の需要拡大**を図ります。
- ・「とやまの食材マッチングサイト」や県内産地ツアー等を通じて、県内産地や事業者と、大都市圏等のバイヤーや飲食店等との**マッチング**を支援します。
- ・県内向けには、生産者や流通事業者等で**コンソーシアム**を構成し、集荷・物流の効率化を図り、県内飲食店等の県産食材の利用を促進します。
- ・県外向けには、**食品業界団体等と連携**し、全国規模の商談会への出展等により、実需者ニーズ把握や、県産食材の活用した商品の販路開拓を支援します。

### ■ 地域資源を活用した高付加価値な商品やサービスの創出・提供を促進

- ・農林漁業者が、**地域の多様な資源を活用し、新たな商品やサービス等を開発**による付加価値創出に資する取組みを支援します。
- ・地域資源の付加価値向上に取り組む農林漁業者に対し、**専門家の派遣による経営改善の助言**や他業種との**連携支援**などのフォローアップを行います。また、新商品・サービスの開発やブランディング等に関するセミナーを開催し、**必要な技術や知識の習得**を支援します。
- ・旬の食情報の収集体制を強化し、アプリ「食ベトクとやま」や、キャンペーンを活用した**タイムリーな情報発信**により、県民の**県産品の購入促進**を図ります。
- ・「とやまグルメ・フードフェス」やホームページ等を活用して、「とやま食の匠」や「Eマーク食品」などの**富山の食文化**を、**若者世代やインバウンド向けに発信**します。
- ・県研究機関、企業、富山県食品産業協会など、関係団体と生産者との交流や農商工連携の拡大を通じて**地域資源を利用した商品開発**の取組みを推進します。



自社栽培ぶどうから造られるワインとワイナリー

### 3 食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大

#### (2) インバウンド・輸出による販売拡大

今後、人口減少が継続する日本にあって、農林水産物・食品の販売を拡大していくため、インバウンドによる消費拡大や市場が拡大する国外の販路を増やすため、支援を行います。

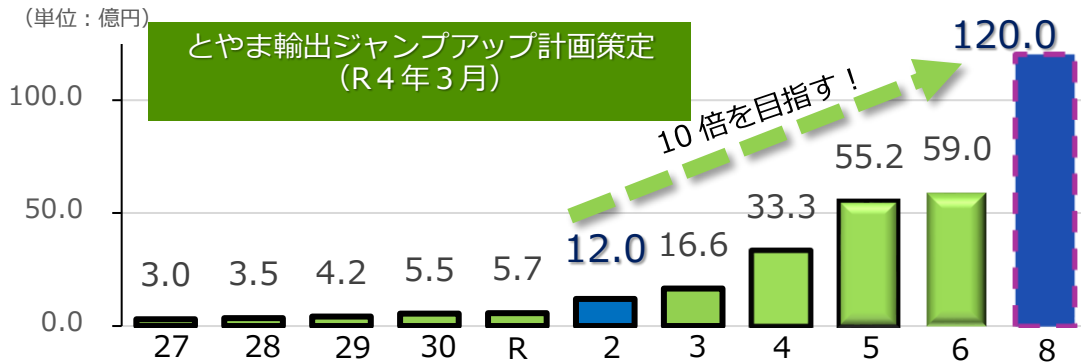
#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値（R12）
県産農林水産物の輸出額	59億円（R6）	（R8年度中に設定）
インバウンドによる食関連消費額	40億円（R7）	（R8年度中に設定）

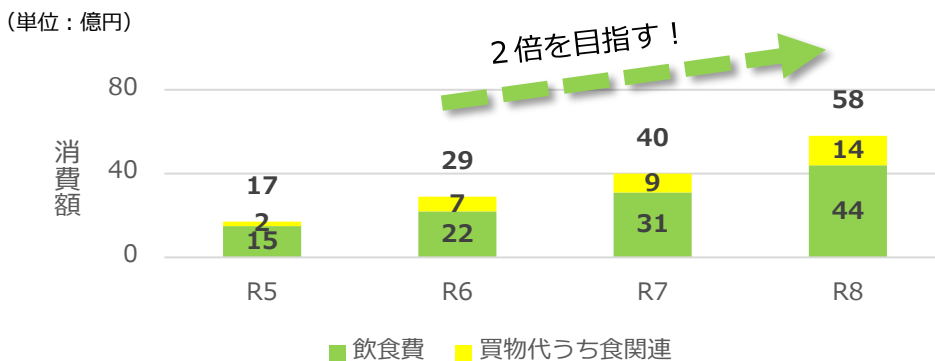
#### 現状・課題

- ・人口減少社会に直面する中、本県の食を支える農林漁業者・食品製造事業者の所得を向上させるには、海外の販路拡大を進める必要があります。
- ・増加するインバウンドを取り込んだ消費拡大と市場が拡大する国外の販路を増やすことが必要です。

#### 富山県内事業者の輸出実績



#### 富山県インバウンド食関連消費額



資料：観光庁「インバウンド消費動向調査（旧：訪日外国人消費動向調査）【参考】都道府県別集計」の2023年（令和5年）、2024年（令和6年）暦年、2025年（令和7年）暦年を基に県で作成  
 ※買物代のうち食関連の割合は、農林水産省が推計した2023年の割合（約3割）に準ずる。

### 3 食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大

#### 具体的な取組み

##### ■ 品目ごとの対策により本県の強みを活かした市場開拓

本県の輸出量の多い品目を**重点品目**とし、ターゲットを定め、輸出拡大を戦略的に進めます。

- ・ コメは、**富富富など県オリジナル品種で差別化**し、有利販売を進めます。
- ・ コメ加工品（パックご飯や米菓など）は、市場ニーズに対応した**商品改良**や**生産拡大**、**販路拡大**など**事業者の取組みを支援**します。
- ・ 日本酒は、**伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録を契機**とした、国や他自治体と連携したプロモーションのほか、本県独自に**現地レップによる商流拡大**を支援します。
- ・ 水産物・水産加工品は、**HACCP 等への対応**や生産拡大に向けた施設の整備や、**冷凍技術を活用した水産加工品の開発**等を支援します。
- ・ フラッグシップ産地認定品目の産地としての**ブランド力と生産体制の強化**を支援します。



富富富の試食販売



海外での日本酒プロモーション

##### ■ 重点品目に留まらない、幅広い品目のチャレンジ

「マーケットイン」の発想のもと、幅広い品目の生産者が輸出に取り組みやすい環境づくりを推進します。

- ・ とやま輸出コミュニティを活用し、輸出に取組むメリットやリスク、規制情報などを紹介するセミナーを開催するとともに、輸出専門家を事業者へ派遣し、個別生産者・事業者の発展段階に応じた的確な指導やフォローアップを充実するなど伴走支援します。
- ・ 北米や欧州など、地域商社等を中心にプラットフォームを形成し、成果が期待できる新市場を**重点市場に位置づけ**、**プロモーションを実施**します。
- ・ 小口の県産品の混載輸出や伏木富山港などを活用した輸出ルートの確立を目指します。

##### ■ インバウンドによる食関連消費の拡大

本県を訪れるインバウンドへのアプローチを強化し、輸出拡大との好循環の形成を図ります。

- ・ 「とやまグルメ・フードフェス」など、食のイベントによる県産農林水産物や飲食、食文化の発信を行うとともに、アンテナショップや各種メディアの活用などによる県産農林水産物やそれを使用した季節料理などの**情報発信により誘客を促進**します。
- ・ 農泊、酒蔵ツーリズム等を充実し滞在時間の長期化を図り、観光振興との連携した**インバウンド消費拡大**、**輸出促進との好循環**の形成を目指します。
- ・ **インバウンド向け越境 EC サイトの整備**を支援し、本県の食のファンの拡大を図ります。
- ・ 本県の新鮮でおいしい魚や米でつくった寿司をフックに「富山の食」をアピールする「寿司といえば、富山」のプロジェクトと連携し、県産農産物のブランド力を高めます。

## 4 ワクワクする農山漁村の持続的な発展と都市との交流

### (1) 農村コミュニティの維持・強化と関係人口の創出

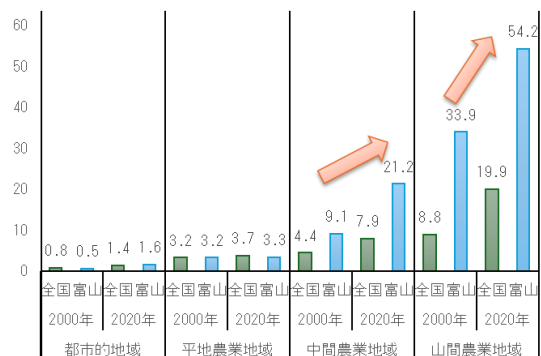
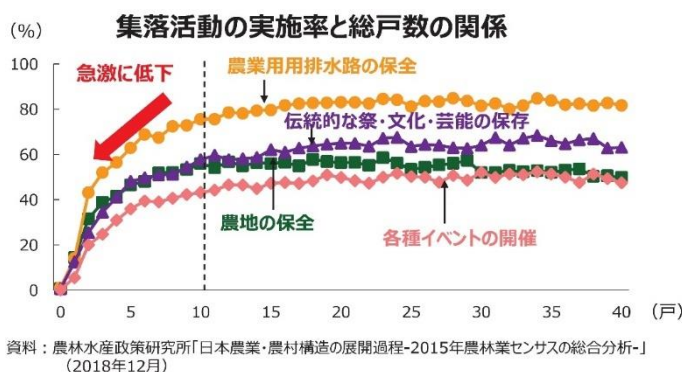
県民一人ひとりが富山の農村の価値を再発見するとともに、「関係人口」の創出を加速し、多様な人材や企業、団体などが「楽しい」「関わりたい」と感じる「ワクワクする農村」を官民共創により実現するなど、多様な人材が主体となる地域づくりを推進します。

#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
農林漁業体験者数	89,797 人 (R6)	102,000 人
農業関連付加価値創出金額	88 億円 (R5)	95 億円

#### 現状・課題

- ・農村における人口減少・高齢化は、都市に先駆けて先行しています。集落の総戸数が9戸以下になると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下すると言われており、全国と比べて本県の中山間地域での9戸以下集落の割合が、急速に高くなっています。
- ・世帯数減少に伴う集落機能の低下により、農業生産のみならず、国土保全や景観形成等の多面的機能が低下し、集落機能を支える農村コミュニティの維持・強化が大きな課題となっています。
- ・社会的貢献への関心の高まりを背景に、二地域居住者や援農ボランティア、企業のCSV活動など、地域外から多様な人材が関わる「農村関係人口」の創出・受け入れる取組み拡大が本県においても重要です。
- ・農村の持続的な維持・発展を図るためには、地元の担い手のみに依存するのではなく、都市部の住民や企業、専門人材等とのマッチング機能を強化するとともに、観光や特産品の販売、体験型プログラム等を通じて農村との継続的な関わりや収益を生み出す仕組みを構築することが不可欠です。これらの取組は、運営資金の確保が課題となっている農村型地域運営組織にとっても、安定的な収益基盤となることが見込まれます。



総戸数が9戸以下の農業集落の割合

## 具体的な取組み

### ■ 農村RMOを核とした多様な人材による農村コミュニティの維持・強化

- ・若者や女性など多様な人材や組織も巻き込みながら、農地保全と生活支援等を一体的に行う「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成などを支援します。
- ・また、形成された農村RMOが自走していけるよう、支援事業終了後の活動における財源確保への各種提案など、**地域の実情に寄り添って伴走支援**を行います。



里山の自然を生かした子育て教室

### ■ 関係人口の創出や二地域居住の促進

- ・「週末とやま農村 Life」等の体験プログラムの実施やオンライン手法を通じ、**多様な人々が継続的に本県に関わる環境を整え、「農村関係人口」の創出・拡大や深化**を図るとともに、将来の二地域居住や移住・定着を促進します。
- ・企業の**CSV活動や研修、副業等の機会を積極的に受け入れ、「通い」**によって地域を支える新たな担い手を拡大します。
- ・富山県農山漁村総合サイト「むらまち交流ラボとやま」などを利用して農山漁村地域の文化や豊かな自然環境等の魅力を全国に発信し、**本県の優れた地域資源に楽しく触れるきっかけを創出**します。
- ・**地域おこし協力隊などの地域外の人材等の活用**により、農泊ネットワーク地域や、交流地域活性化重点地域等から**新たな地域資源を発掘・活用**し、農村関係人口創出・拡大を図ります。



富山県農山漁村総合サイト  
むらまち交流ラボとやま  
「むらまち交流ラボとやま」ロゴ  
と公式LINE二次元コード

### ■ 援農等の地域外の人材や企業等の協働活動への参画といった関係人口の拡大・深化により、持続可能な農村地域の構築

- ・「中山間地域保全パートナーシップ推進事業」により、過疎化・高齢化等に悩む集落と、地域貢献や農業活動に参加したいと考えている**企業・団体等とをマッチングし、農村における協働活動やボランティア活動への支援を推進**します。
- ・また、各農林振興センターに設置の「パートナーシップ推進デスク」により、企業等との連携、その活動状況の情報発信を推進します。
- ・地域外の企業等団体や個人が農村環境保全活動へ参画する仕組みを構築し、**地域における関係人口の拡大につなげることで、共同活動の継続的な実施を促進**するとともに、**地域の集落機能の維持・向上**を図ります。



ボランティア参加による  
農村活動（江ざらい）

### ■ 食や歴史、景観など地域資源の発掘とブラッシュアップや農泊の推進による収益向上

- ・「富山県農泊推進ネットワーク会議」を通じ、農村ならではの豊かな地域資源を活かした高付加価値コンテンツの開発支援や、農泊地域への誘客を促進することで、農村地域の所得向上を推進します。
- ・若者や女性、農村RMO、就農移住者など多様な主体が新たな取組みを始められる「ローカルスタートアップ事業」を通じ、**地域に内在する資源を利活用した特産品の開発や都市農村交流サービスの事業化により安定的な収益確保**につなげます。
- ・散居村など農村の豊かな景観を次世代へ継承するため、地域づくり協定に基づく保全管理を支援するとともに、**地域資源として再評価し、ビジネス活用と情報発信・交流創出を通じて農村の活性化**を図ります。



地域資源を利活用し  
農村の収益力向上

#### 4 ワクワクする農山漁村の持続的な発展と都市との交流

### (2) 中山間地域の活性化

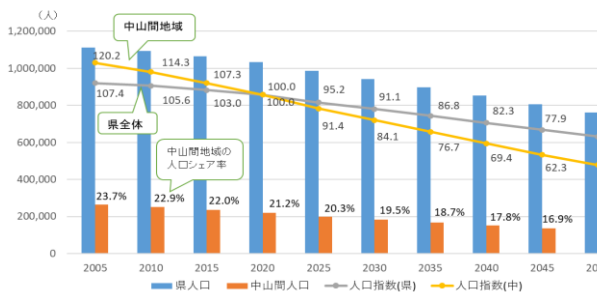
中山間地域の農業振興に向け、農業を「支える」施策と「稼ぐ」施策、農村に「関わる」施策を一体的に推進します。また、増加の懸念のある荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組みのほか、野生鳥獣による農作物被害防止対策を推進します。

#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値 (R12)
中山間地域等直接支払協定締結 (シェア)	80.6% (R7)	現状維持
鳥獣による農作物被害額 (対策の成果)	4,534 万円 (R6)	3,800 万円以下

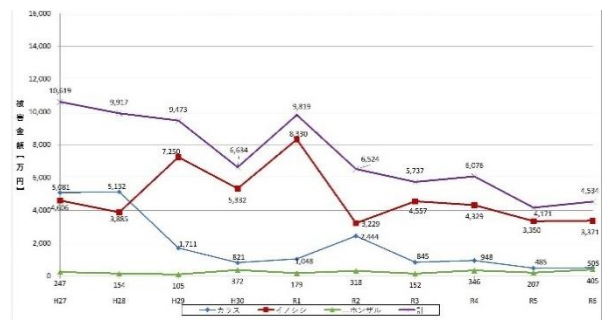
#### 現状・課題

- 中山間地域には、本県の経営耕地面積、総農家数ともに約4割を占めており、県の農業生産にとって重要な役割を果たしています。
- 2010（平成22）年から2020（令和2）年の人口減少率は、県全体が約5%であるのに対し、中山間地域は約13%であるほか、高齢化も一層進行し、担い手不足や集落機能の低下等厳しい状況であり、対策を行わないとさらなる悪化のおそれがあります。
- 平地と比べて中山間地域では、ほ場の区画が小さいことや畦畔が大きいなどの地形条件の不利性に加え、高齢化に伴う農業従事者の減少、後継者不足などにより、老朽化の進行や維持管理不足による用排水路や農道等の農業生産基盤の機能低下が懸念されています。
- 野生鳥獣による農作物被害は、近年は4千万円前後と以前からは減少傾向にありますが、今後、ニホンザルやシカによる被害の増加の恐れがあり、農業者の営農継続意欲の減退からの耕作放棄や離農の要因になるなど、被害額に表れない影響も及ぼしています。



人口の将来推計

(県中山間地域支援・移住促進課調べ)



主要鳥獣における農作物被害金額の推移

(県農村振興課調べ)

## 具体的な取組み

### ■ 農業生産活動の継続を図り、地域の特性に合わせた農産物の生産や販路開拓を支援

- ・ 中山間地域等直接支払制度により、**農業生産条件の不利を補正**し、営農継続を支援します。あわせて、**集落協定のネットワーク化**や**多様な組織の参画**を促し、**地域一丸**となって**農作業を支える体制を構築**します。
- ・ 中山間地域等が有する地域特性を活かした農業を推進するとともに、条件不利性を補正するための**等高線区画の整備**や**法面への小段設置**など、地形に合わせたきめ細かな**基盤整備**の推進や**スマート農業技術の導入**による作業の省力化・効率化を推進します。
- ・ **地域の特色を活かしたブランド化**や、**地域資源を活用した商品開発**を支援し、農産物の付加価値を高めます。また、流通・販売事業者とのマッチングを強化し、実効性の高い販路開拓を後押しします。
- ・ **民間企業等の新たな参画**を促し、**地域課題と企業ノウハウを繋ぐ**など、**官民が連携**して中山間地域が抱える**多角的な課題解決を目指す取組み**を推進します。



ドローンによる  
防除作業の省力化



民間企業等と連携した  
協働活動

### ■ 地域の実情に応じた最適な土地利用となる取組みを支援

- ・ 「最適土地利用総合対策事業」等を活用した地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定などを支援します。この構想に基づき、**重点的に維持すべき農地と省力化作物や放牧等の粗放的利用を行う農地を明確に区分**するなどにより、**効率的な農地の保全と荒廃農地の発生防止・解消**を推進します。
- ・ 貸出可能な農地のデータベース化を推進し、**新規就農者や企業等の多様な主体との積極的なマッチング**を図ることで、農地の有効活用を後押しします。



粗放的利用のひまわり栽培

### ■ 効果的な鳥獣被害防止対策の推進（鳥獣捕獲のDX化など）とジビエ利活用

- ・ 鳥獣被害防止対策の3本柱「生息環境管理」「侵入防止対策」「**個体群管理**」を一体的に推進し、特に侵入防止効果を発揮するため、電気柵等の維持管理研修会等を通じ、**地域ぐるみの柵の点検・管理の定着化**を図ります。
- ・ また、ICTによる遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による見回り作業の省力化や捕獲強化すべき地点の特定等、**先導的なスマート鳥獣被害防止対策の普及**を推進します。
- ・ 捕獲個体のジビエ利用率向上と「とやまジビエ」の需要拡大に向け、**関係事業者等と連携したコンソーシアムのもと**、各種イベントの開催や研修会等を通じ消費者へのPRなど**ジビエ利活用**を推進します。



柵の点検・管理の研修



「とやまジビエ」  
ロゴマーク

## 5 災害に強い農業用施設の整備

### (1) 災害に強い農業用施設の整備

気候変動による災害リスクが増大する中、農業生産を支える農業水利施設を保全していくために、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進します。また、災害から県民の生命や財産を守るため、農地や農業水利施設の防災・減災対策を着実に推進します。

#### 目標指標（5年後の姿）

水土里ビジョンにより農業水利施設等の保全体制が構築された割合

現状

—

目標値 (R12)

80%

新たに豪雨被害等を防止する農地面積

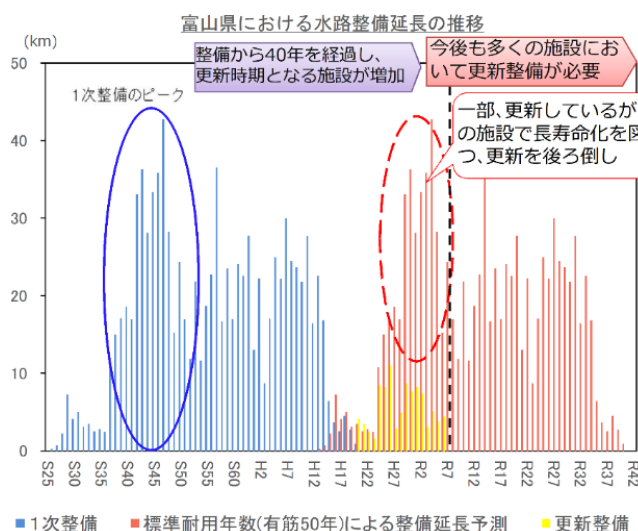
148ha (R6)

※ 2年間の実績 (R5,R6)

12,000ha

#### 現状・課題

- ・ダムや頭首工、農業用排水路などの農業水利施設は、昭和30年代から50年代に集中的に整備され、整備後40年から60年経過し、老朽化による機能低下が懸念されています。
- ・また、近年、集中豪雨等の災害が激甚化・頻発化し、農業水利施設等の被害発生件数が増加していることから、実情に応じた対策が必要となっております。
- ・一方、土地改良区の技術職員の減少や農村人口の減少や高齢化している中、基幹施設の維持管理は主に土地改良区、末端施設の維持管理は主に地域住民といった従来の役割分担では、施設の保全体制の維持が難しくなっております。



富山県内の農業水利施設（水路）の状況



溢水した農業用水路（高岡市）



破堤したため池（氷見市）

## 具体的な取組み

### ■ 最新技術を活用した農業水利施設の予防保全を加速化

- ・従来の手法だけでなく、ドローンによる点検や AI による画像診断などの最新技術を活用し、農業水利施設の重要度等に応じた計画的かつ効率的な老朽化対策を推進します。
- ・土地改良区や市町村等の関係者が連携して保全に取り組む水土里ビジョン（連携保全管理計画）を策定し、地域の農業水利施設等の保全体制の構築を図ります。

### ■ 気候変動に対応した生産基盤の防災・減災機能の維持・強化

- ・将来の降雨予測を踏まえつつ、農業水利施設の機能を強化する整備を推進します。
- ・水田のもつ貯留機能を最大限活用し、流域治水対策に寄与するハード整備を推進します。
- ・決壊した際に下流への洪水被害が懸念される防災重点農業用ため池については、豪雨耐性評価や地震耐性評価を進め、計画的な整備や利用されていないため池の廃止を進めていきます。



排水路の整備(南砺市)



ため池の整備(氷見市)



用排水路の長寿命化対策（砺波市）

### ■ 平時の的確な施設点検や災害時の迅速な情報共有が行える体制を整備

- ・平時の維持管理や予防保全のため、県、市町村、土地改良区などの関係者間で土地改良施設の状況を共有できるシステムを構築・活用するとともに、合同研修や合同訓練により技術力の向上を図ります。
- ・災害時の相互応援のため、被災していない市町村や土地改良区と連携し、被災市町村・土地改良区を支援する農業農村連携応援体制（ADST<sup>※</sup>）を構築します。

※Agricultural Disaster Support Team

## 5 災害に強い農業用施設の整備

### (2) 安全・安心な暮らしの確保

農業用水路への転落事故を未然に防止するため、地域の実情に応じたハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に対策を推進します。農村環境保全活動を支援し、農業・農村の多面的機能の適切な発揮と、担い手の育成等構造改革を後押しします。

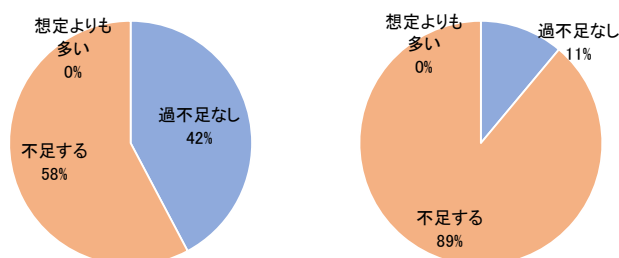
#### 目標指標（5年後の姿）

	現状	目標値（R12）
農業用水路の転落死亡事故件数	12件（R7）	<b>引き下げ</b> ※"ゼロ"を目指した取組みにより、現状から引き下げる
農村環境保全活動の取組み率（取組面積シェア）	71.4%（R7）	<b>80%</b>

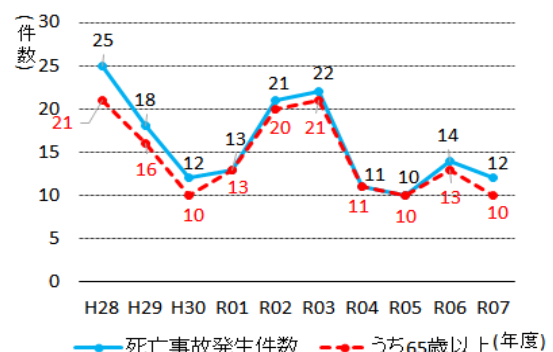
#### 現状・課題

- ・富山県の用水路は、他県に比べ勾配が急で流れが速く、水量も多いのが特徴です。また、散居村等の田園地帯では、農業用水路が張り巡らされ、水路が身近にある住環境となっています。
- ・農業用水路等での転落死亡事故は、令和7年度までの10年間で高齢者を中心に158件発生しており、転落死亡事故の約6割は、水路幅が1m未満の小さな水路で発生しています。
- ・豊かな自然環境や景観のほか、洪水防止や土砂崩壊防止などの多面的機能を有する農村では、少子高齢化や農地の集積・集約化等に伴う農家数の減少や集落機能の低下が進むなか、継続的に農地・農業用水路等の保安全管理を地域住民が一体となって取り組んでいくことが必要です。
- ・県内における多面的機能支払による農村環境保全活動は全国トップクラスの約7割の集落で取り組まれており、農業・農村の持続的発展のため、活動の維持が必要不可欠です。
- ・約9割の地域（活動組織）が、将来（5～10年後）の活動への地域内からの参加者が不足すると予測しており、人口減少社会において、活動参加者の不足、役員交代人材の不在、非農家の理解不足といった課題のほか、事務作業の負担等が、活動継続の障壁となっています。

○現在（R5）の活動への地域内からの参加者の状況      ○将来（5～10年後）の活動への地域内からの参加者の状況の予測



農村環境保全活動（水路の土砂上げ、草刈り等）への参画に係るアンケート結果  
（R5 県内の多面的機能支払活動組織へのアンケート結果  
〔抽出 45 組織〕 富山県農村振興課調べ）



## 5 災害に強い農業用施設の整備

### 具体的な取組み

#### ■ 農業用水路への転落事故防止対策の検討及び安全対策の推進

- ・ 転落死亡事故の9割以上が65歳以上の高齢者であり、また、生活圏の身近な水路でも発生していることから、関係団体や地域組織、行政等が連携しソフト対策とハード対策を総合的に展開します。
- ・ ソフト対策では、農業用水路での事故を「自分事」として意識し、家族や地域での声掛けが広まるよう広報啓発活動を行います。
- ・ 年3回（春、秋、冬）農作業等により用水路に近づく機会が増える時期には、「農業用水路転落事故防止強化期間」を設定し、広報啓発活動の強化を図ります。
- ・ また、施設管理者や地域住民、市町村、県、警察等が連携し、危険個所の点検を実施するとともに、ワークショップ等を通じた危険個所マップづくりを普及します。
- ・ ハード対策では、転落防止策の設置等を進めるとともに、危険個所マップに基づき、視認性の向上を図るポールコーン等のセミハード対策を推進します。



ハード対策（転落防止柵） セミハード対策（ポールコーン） 安全対策ワークショップ SNS等を活用した呼びかけ

#### ■ 多面的機能が維持発展されるよう、地域ぐるみによる農用地、農業用水の保安全管理

- ・ 「『ワクワクとやま』むらづくり推進大会」や「多面的機能支払推進研修会」等における共同活動等の取組みや成果発表を通じて、農業・農村が有する多面的機能への理解を醸成するとともに、富山県多面的機能推進協議会が中心となり広域化の取組みなどをサポートします。
- ・ 「もしも保全活動がなかったら…」という観点で作成した「もしも動画」を多様な機会や媒体を通して周知を図り、地域内の非農家や下流域・平野部に居住する都市住民にも農村環境の保安全管理の重要性を自分事として捉えてもらうことで、共同活動への参加を促進します。
- ・ 労働力不足が課題となっている活動組織に対しては、地域内外の企業等の団体や個人事業主などとの作業委託マッチングの仕組みの構築及び利活用を推進し、農村環境保全活動の継続を支援します。
- ・ 多面的機能支払交付金の適正な活動実施に関するガイドラインを整備し、人手・担い手不足の対処に向け、事務負担の軽減に資するツールや優良事例の紹介等を通じて、持続的な共同活動を推進します。



地域ぐるみの共同活動（水路の泥上げ、防草シート施工）



農村環境保全活動の必要性をPRする動画

## 6 消費者が「生産」を支える機運の醸成

### 「買って食べて」応援する行動変容の促進

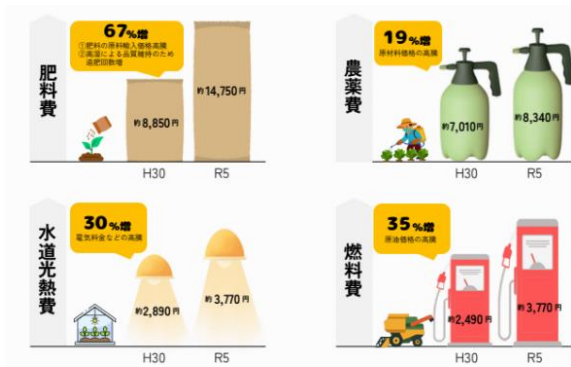
県民の皆さんへ農業生産の現状や農業の持つ社会的意義を伝え、「食」に対する理解を深めるとともに、自分事として関わることを促します。

#### 目標指標（5年後の姿）

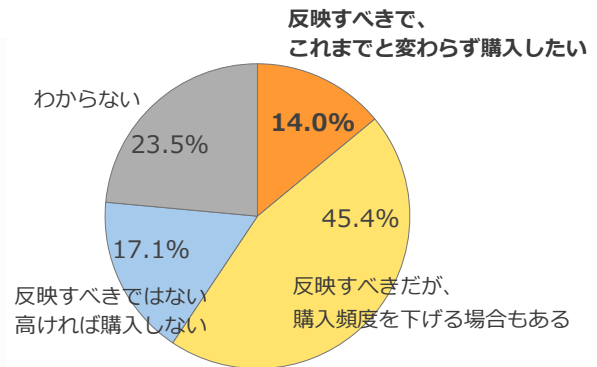
	現状	目標値（R12）
食品を購入する際に産地を考慮する県民の割合	59.5%（R7）	80%以上
価格転嫁しても購入頻度を変えない県民の割合	14.0%（R7）	30%

#### 現状・課題

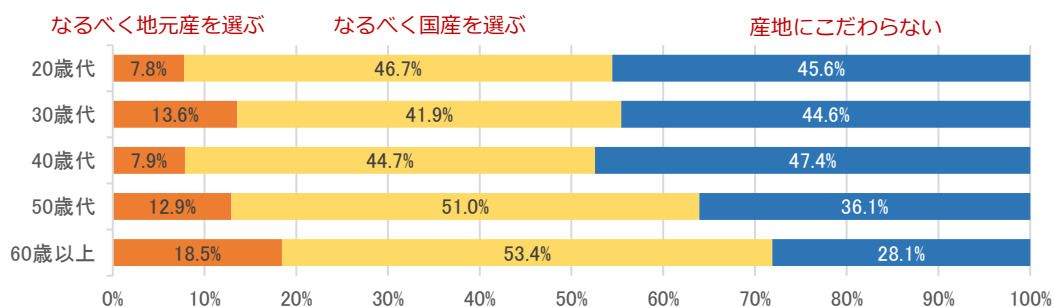
- ・令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」により、「消費者の役割」が拡充されました。持続可能な農業には、農業者だけでなく、消費者も皆一緒に、「食」をめぐる課題を知り、協働することが必要です。
- ・生産コストが上昇している一方、農産物への価格転嫁は十分に進んでいない状況です。
- ・20歳代～50歳代の働き世代で「なるべく地元産を選ぶ」割合が低くなっています。学校現場に加え、職場等での食品ロス対策を含めた食育・地産地消を推進することが重要です。



米 10a あたりの生産コスト比較  
(県農林振興センター調べ)



生産コストの価格転嫁と農産物の購入について



食品を選ぶ際に産地を考慮する割合

(出展: R7 食育に関する県アンケート)

## 具体的な取組み

### ■ 合理的な価格形成への理解醸成、農業の持つ社会的意義の周知

- ・ 農業は幸せの基盤である「食」を支える、生命産業です。生産者と消費者の交流促進等により、県民のみなさんに、**農業の役割や重要性を伝えます。**
- ・ 農産物の生産の状況を消費者に伝えるとともに、県民の皆様から、「**買って食べて**」応援いただける**機運の醸成**に努めます。
- ・ SNS 等での情報発信やイベントを通じて生産から**流通・小売りまでのコストをわかりやすく伝え、適正な価格転嫁への理解醸成**を図ります。



つながる！ファーマーズフェス(R7)

### ■ 小さい頃から農業に親しむ教育や継続的な経験の提供

- ・ 市町村や農業関係団体と連携し、子どもを含む幅広い世代での、**農林漁業体験や伝統的食文化の継承に向けた調理体験等**、農業に親しむ教育や継続的な経験の提供を支援します。



さつまいも掘り体験

### ■ 食育・地産地消の推進

- ・ 「第5期富山県食育推進計画」（令和8年度策定予定）に基づき、「富山型食生活」の普及に努めるとともに、多様な主体による食と農業への理解促進に向けた取組みを支援します。
- ・ **直売所・インショップ等直売活動の充実や新商品開発の支援**などにより、生産・供給体制の強化を進めます。
- ・ スマートフォンアプリ「**食ベトクとやま**」を活用した**地産地消を促進する取組みの実施**と、県内の食のイベントや旬の食材情報等の発信を行います。
- ・ **学校給食等での県産食材の活用拡大を一層進めるとともに**、栄養教諭による食育や、食育リーダーによる研修会など、学校、職場、地域など様々な場面で食農教育の充実を図ります。

### ■ 食品ロス削減の推進

- ・ 消費者に対し、動画や SNS を活用し、**季節や世代・ライフスタイルに応じた食べきりや食材の使いきりの具体的な方法を周知・啓発**するとともに、**事業者が行う商慣習見直し等の取組みへの理解を促し、「てまえどり」等の普及啓発を促進**します。
- ・ **食品廃棄ゼロエリアの設定等**、食品ロス削減への取組みを強化します。
- ・ 外食時の食べ残しを削減するため、**持ち帰り可能店舗を公表**し、持ち帰り環境を推進します。
- ・ 未利用食品等の有効活用を推進するため、「**食品寄附ガイドライン**」に基づいた**フードバンク利用促進に向けた地域や団体との連携を強化**するとともに、**フードドライブの実施支援及び認知度向上に向けた啓発**を行います。
- ・ 食品廃棄物の飼料化（エコフィード）・肥料化等による適正な再生利用を推進します。



すっきりんごちゃん(食ロス啓発)



生産者の思いを伝える YouTube 動画 (R7)



食ベトクとやま



Android



iPhone

## 參考資料

## 関連計画一覧

1. 農業の人材確保・育成と生産性向上		
計画名	計画年度	協議会名等
・富山県農業経営基盤強化促進基本方針	令和8～12年度	富山県農政審議会
・富山県農山漁村女性活躍プラン	令和9～13年度	富山県農山漁村女性活躍促進会議
・富山県農業振興地域整備基本方針	令和8～17年度	富山県農政審議会
・富山県農業農村整備実施方針 (とやま水土里プロジェクト)	令和9～13年度	富山県農業農村整備推進委員会
・第2期富山県農福連携等推進方策	令和8～12年度	富山県農福連携等推進会議
・富山県スマート農業推進方針	令和4～13年度	とやま型スマート農業推進コンソーシアム
2. 持続可能な農業生産		
計画名	計画年度	協議会名等
・作物別生産振興基本方針（水稲・大麦・大豆・野菜・果樹・花き）	毎年度	富山県米作改良対策本部
		富山県園芸振興推進協議会
・富山県酪農・肉用牛生産近代化計画	令和8～12年度	富山県畜産振興推進協議会
・富山県養豚振興推進計画		
・富山県養鶏振興推進計画		
・富山県家畜改良増殖計画		
・富山県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画		
・富山県みどりの食料システム基本計画	令和9～13年度	富山県環境にやさしい農業・適正農業推進協議会等
・とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン	令和9～13年度	富山県環境にやさしい農業・適正農業推進協議会
・富山県農林水産試験研究推進プラン	令和9～13年度	富山県農林水産技術会議
3. 食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大		
計画名	計画年度	協議会名等
・富山県農林水産物等輸出拡大方針	令和9～13年度	富山県農林水産物等輸出促進協議会
・「富富富」生産・販売・PR戦略	令和6～10年度	「富富富」戦略推進会議
・富山県食品安全基本方針※R9.5改定予定	令和9～13年度	富山県食品安全推進本部会議
6. 消費者が「生産」を支える機運の醸成		
計画名	計画年度	協議会名等
・第5期富山県食育推進計画	令和9～13年度	富山県食育推進会議
・富山県食品ロス削減推進計画	令和2～11年度	富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議

## 計画策定経過

令和7年7月29日	農業者等との意見交換会（高岡地域）
7月30日	農業者等との意見交換会（富山地域、新川地域）
7月31日	農業者等との意見交換会（砺波地域）
11月2日	富山県農政審議会委員改選
11月25日	令和7年度富山県農政審議会【計画策定の諮問、骨子案の審議】
12月	意見交換会参加者への計画骨子案の意見照会
令和8年6月1日	令和8年度第1回富山県農政審議会【計画素案の審議】
6月中下旬～7月	パブリックコメント 市町村・関係団体等への意見照会
8月下旬	令和8年度第2回農政審議会【答申案の審議】
9月	「富山県農業・農村振興計画」の策定について答申
9月	新計画の策定・公表

## 富山県農政審議会委員名簿

敬称略：五十音順

任期：令和9年11月1日まで

氏名	所属団体	職名
青木 清美	富山県農業者協議会	副会長
青沼 光	富山県乳牛協会	会長
朝日 俊子	富山県花卉球根農業協同組合	理事会オブザーバー
按田 悠李	富山県青年農業者協議会	会長
石川 勝康	(一社)富山県食品産業協会	副会長
岩濱 洋海	元北陸農政局長	
笹島 春人	富山県町村会代表	入善町長
新村 剛	(一社)富山県農業会議	会長
寺家 久雄	富山県野菜出荷組合協議会	会長
図司 直也	法政大学現代福祉学部	教授
高原 真理	(株)ジェック経営コンサルタント	第1営業部 課長
田中 幹夫	富山県市長会代表	南砺市長
寺田 晴美	(株)Stay goldてらだファーム	代表取締役社長
西井 満理	(一社)Casaつむぐプロジェクト南砺	中山間地域担当 プロジェクトマネージャー
延野 源正	富山県農業協同組合中央会	代表理事会長
又川 佐知	公募委員	
松山 友之	富山国際大学子ども育成学部	教授
宮田 香代子	(有)小原営農センター	代表取締役
宮田 義人	富山県土地改良事業団体連合会	専務理事
八島 美智子	富山県消費者協会	会長
安井 豊	富山市公設地方卸売市場協会	理事
山崎 一正	富山県農業法人協会	会長
吉田 均	富山県果樹協会	会長
米山 愛	合同会社シュシュ	代表社員

# 富山県農政審議会条例

昭和 37 年 4 月 1 日 富山県条例第 24 号

## (設置)

第 1 条 食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。)の趣旨にのっとり、県農政の基本方針について専門的視野及び総合的見地に立った調査審議を行い、農業の持続的な発展及び農村の振興を促し、もって食料の安定供給並びに農業及び農村の多面にわたる機能の発揮に資するため、富山県農政審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 県農政の基本方針及びその実施の方針
- (2) 基本法第 8 条の規定に基づき、県が国との適切な役割分担を踏まえて講ずる施策及びその実施の方針
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく次の事項
  - ア 農業振興地域整備基本方針の作成及びその変更
  - イ 県農業振興地域整備計画の樹立及びその変更
- (4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和 46 年法律第 112 号)に基づく基本計画の作成及び変更
- (5) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)に基づく農業経営基盤強化促進基本方針の策定及び変更
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第 4 条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

## (会議)

第 5 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門部会)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 専門部会は、委員及び専門委員若干名で組織する。
- 4 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 専門部会に、当該専門部会に属する委員のうちから会長の指名する部会長を置く。
- 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員又は専門委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を行う。

第 7 条 専門部会が、前条第 2 項の規定により定められた調査審議事項について議決したときは、当該専門部会の議決をもつて審議会の決定とする。この場合において、当該専門部会で議決した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

- 2 第 5 条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

## (顧問)

第 8 条 審議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、知事が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会に出席して意見を述べることができる。

## (幹事)

第 9 条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

## (資料の提出等の要求)

第 10 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、関係団体の長及び審議会が適当と認める者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (細則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

